

令和2年度 概算要求主要事項

文部科学省初等中等教育局

目 次

○ 事項別表	1
1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）	7
◆義務教育費国庫負担金	
◆専門スタッフ・外部人材の拡充	
◆学校における働き方改革の推進	
2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進	29
3. 教育課程の充実	34
4. 情報教育・外国語教育の充実	37
5. 道徳教育の充実	46
6. Society5.0に向けた人材育成	48
7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進	52
8. 子供の体験活動の推進	61
9. 幼児教育の振興	64
10. キャリア教育・職業教育の充実	80
11. 学校健康教育の推進	85
12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進	88
13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	92
14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進	102
15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業	109
16. 高校生等への修学支援等	111
17. 義務教育教科書の無償給与	117

参考：令和2年度東日本大震災復興特別会計概算要求【初等中等教育局関係分】

令和2年度概算要求額事項別表

(初等中等教育局)

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築(チームとしての学校運営体制の推進)	1,533,502,504	1,536,163,153	2,660,649	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料1 参照</div>
				(1,520,033,000)
				1. 義務教育費国庫負担金 1,519,680,000
				(13,469,504)
				2. 専門スタッフ・外部人材の拡充 16,294,013
				(4,738,034)
				(1) スクールカウンセラーの配置充実【後掲】 5,063,563
				(1,721,662)
				(2) スクールソーシャルワーカーの配置充実【後掲】 1,949,682
				(5,521,194)
				(3) 補習等のための指導員等派遣事業 7,409,480
				(3,073,194)
				① 学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,648,680
				(1,440,000)
			② スクール・サポート・スタッフの配置 2,232,000	
			(1,008,000)	
			③ 中学校における部活動指導員の配置 1,528,800	
			(1,480,496)	
			(5) 特別支援教育専門家の配置【後掲】 1,871,288	
			(8,118)	
			前年度限りの経費 0	
			(0)	
			3. 学校における働き方改革の推進 189,140	
			(0)	
			(1) 学校における働き方改革推進事業 189,140	
			(参考)復興特別会計	
	1,777,194	1,599,000	△ 178,194	義務教育費国庫負担金
2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進	257,391	39,422,274	39,164,883	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料2 参照</div>
				(0)
				1. GIGAスクールネットワーク構想の実現【新規】 37,473,085
			(257,391)	
			2. 新時代の学びにおける先端技術導入実証事業 1,949,189	

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考	
3. 教育課程の充実	2,542,508	2,715,818	173,310	説明資料3 参照	
				(199,565)	
				1. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習 指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進	167,962
				(23,946)	
				2. 基礎学力に課題を抱える児童生徒への 支援の充実	35,999
				(69,716)	
				3. 次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する 先導的研究開発	82,940
4. 情報教育・外国語教育 の充実	2,093,054	3,673,711	1,580,657	説明資料4 参照	
				(188,950)	
				1. 小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業	209,079
				(13,255)	
				2. 教育用コンテンツ奨励事業	12,853
				(257,391)	
				3. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究 事業【再掲】	1,949,189
(15,545)					
4. 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に 関する実証研究	29,297				
(626,558)					
5. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業	535,611				
(423,794)					
6. スーパーグローバルハイスクール	97,250				
(113,310)					
7. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業【後掲】	250,380				
(251,117)					
8. 地域との協働による高等学校教育改革 推進事業【後掲】	577,052				
(181,534)					
前年度限りの経費	0				

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
5. 道徳教育の充実	4,207,227	4,437,515	230,288	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料5 参照</div> (4,207,227) 1. 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,437,515
6. Society5.0に向けた人材育成	643,418	2,789,621	2,146,203	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料6 参照</div> (257,391) 1. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究 事業【再掲】 1,949,189 (113,310) 2. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 250,380 (251,117) 3. 地域との協働による高等学校教育改革 推進事業 577,052
7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進	6,931,102	7,623,736	692,634	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料7 参照</div> (6,885,319) 1. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,491,602 (6,690,054) (1)外部専門家を活用した教育相談体制の 整備・関係機関との連携強化等 7,417,258 (167,460) (2)いじめ対策・不登校支援等推進事業 44,456 (27,805) (3)有識者会議等開催経費等 29,888 (45,783) 2. 夜間中学の設置促進・充実 132,134
	(参考)復興特別会計 2,378,272	2,219,003	△ 159,269	緊急スクールカウンセラー等活用事業
8. 子供の体験活動の推進	116,725	147,189	30,464	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料8 参照</div> (99,365) 1. 健全育成のための体験活動推進事業 【総合教育政策局に計上】 129,362 (17,360) 2. 小・中学校等における起業体験推進事業 【後掲】 17,827

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
9. 幼児教育の振興	18,353,848	34,732,110	16,378,262	<p>説明資料9 参照</p> <p>(14,115,648)</p> <p>1. 幼児教育無償化の実施 14,115,648</p> <p>(342,254)</p> <p>2. 幼児教育の質の向上 516,462</p> <p>(147,532)</p> <p>①幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 225,565</p> <p>(20,611)</p> <p>②幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 52,705</p> <p>(70,493)</p> <p>③幼稚園の人材確保支援事業 86,361</p> <p>(27,913)</p> <p>④幼児教育の質向上のための評価支援事業 30,792</p> <p>(0)</p> <p>⑤特別な配慮を必要とする幼児への教育 充実支援事業 40,279</p> <p>(41,217)</p> <p>⑥幼児教育の教育課題に対応した指導方法 充実調査研究 41,548</p> <p>(23,240)</p> <p>⑦幼稚園教育課程の理解の推進 26,317</p> <p>(11,248)</p> <p>⑧ECEC Network事業の参加 12,895</p> <p>(3,895,946)</p> <p>3. 幼児教育の環境整備の充実 20,100,000</p> <p>(3,370,546)</p> <p>(1) 認定こども園等への財政支援 18,600,000 ※予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)を除く (525,400)</p> <p>(2) 私立幼稚園の施設整備の充実 1,500,000 ※予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)を除く</p>
10. キャリア教育・職業教育 の充実	367,355	662,833	295,478	<p>説明資料10 参照</p> <p>(23,077)</p> <p>1. 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる 若者を育むキャリア教育推進事業 23,077</p> <p>(8,443)</p> <p>2. 地域を担う人材育成のためのキャリア プランニング推進事業 8,443 【総合教育政策局に計上】</p> <p>(84,718)</p> <p>3. スーパー・プロフェSSIONAL・ハイスクール 54,261</p> <p>(251,117)</p> <p>4. 地域との協働による高等学校教育改革 推進事業【再掲】 577,052</p>
11. 学校健康教育の推進	181,424	209,785	28,361	<p>説明資料11 参照</p> <p>(74,393)</p> <p>1. 学校保健推進事業 (がん教育総合支援事業等) 94,269</p> <p>(107,031)</p> <p>2. 学校給食・食育総合推進事業 115,516</p>

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進	2,498,284	2,772,646	274,362	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料12 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (36,401) 1. 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等 27,971 (2,331,741) 2. へき地児童生徒援助費等補助金 2,668,501 (130,142) 3. 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 76,174
13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	2,586,073	2,889,928	303,855	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料13 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (1,795,638) 1. 切れ目ない支援体制整備充実事業【再掲】 2,141,579 (59,376) 2. 学校における医療的ケア実施体制構築事業 31,962 (212,507) 3. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 212,821 (10,115) 4. 学校と福祉機関の連携支援事業 10,116 (0) 5. 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進【新規】 26,645 (139,095) 6. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【再掲】 159,537 (45,446) 7. 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 52,422 (26,024) 8. 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業 42,199 (209,837) 9. 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 209,792 (88,035) 10. 特別支援教育充実事業等 2,855
14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進	2,520,515	2,687,854	167,339	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料14 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (1,721,662) 1. スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】 1,949,682 (130,142) 2. 高校生等の就職・就学支援等 76,174 (668,711) 3. 要保護児童生徒援助費補助 661,998 (参考) (594,447) 被災児童生徒就学支援等事業 (大規模災害等対応分) 653,128
	(参考)復興特別会計 4,382,179	3,149,849	△ 1,232,330	被災児童生徒就学支援等事業
15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業	995,310	1,226,110	230,800	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料15 参照</div>

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
16. 高校生等への修学支援等	393,920,851	398,546,898	4,626,047	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料16 参照</div> (370,894,255) 1. 高等学校等就学支援金交付金 370,894,255 (0) 2. 専攻科等の生徒への修学支援 1,625,762 (132,665) 3. 高校等で学び直す者に対する修学支援 789,433 (2,489,830) 4. 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,781,820 (13,425) 5. 公立高等学校授業料不徴収交付金 12,083 (13,930,980) 6. 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 15,430,300 (6,592,361) 7. 高校中途退学の未然防止及び高校中退者 に対する修学支援等による切れ目ない支援 【再掲】 7,802,678
17. 義務教育教科書の無償給与	44,791,302	46,735,317	1,944,015	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料17 参照</div> (44,791,302) 義務教育教科書購入費 46,735,317

1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）

（前年度予算額 1,533,503百万円）
令和2年度要求・要望額 1,536,163百万円
〔参考：復興特別会計 1,599百万円〕

1. 要 旨

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

2. 内 容

◆義務教育費国庫負担金 1,519,680百万円(1,520,033百万円)

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。

- ・加配教職員定数の改善 +85億円 (+3,920人)
- ・基礎定数化に伴う定数増 +7億円 (+315人)
- ・教職員定数の自然減 ▲49億円 (▲2,249人)
- ・教職員配置の見直し ▲43億円 (▲2,000人)
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲4億円
- ・教員給与の見直し +1億円

≪教職員定数の改善≫ +4,235人

1. 学校における働き方改革 +3,820人

①教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

○小学校専科指導の充実

・小学校英語専科指導のための加配定数 +1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

（※1）専科指導教員の英語力に関する要件

- ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ②2年以上の外国語指導助手(A L T)の経験者
- ③CEFR* B2相当以上の英語力を有する者

*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠

- ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

（注）②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあっては特別免許状を授与することが必要。

（※2）より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

- ・義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,090人
専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における教科担任制に先行的に取り組む複数の学校（「学園」）を支援

（※）指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティームティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。（2年間で段階的に実施）

- 中学校における生徒指導や支援体制の強化 + 670人
中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

②学校運営体制の強化

- ・学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） + 30人
- ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 + 30人

2. 複雑化・困難化する教育課題への対応【再掲を除く】 + 415人

- ・教育課題への対応のための基礎定数化関連 + 315人
（平成29年3月義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

・通級による指導	+ 426人	・日本語指導	+ 79人
・初任者研修	+ 39人	・自然減等	▲229人
- ・いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 + 670人【再掲】
- ・貧困等に起因する学力課題の解消 + 50人
- ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等） + 20人
- ・統合校・小規模校への支援 + 30人

《教員給与の見直し》

- ・管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）

（参考：復興特別会計）

被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数（711人）を別途要求。

1,599百万円(1,777百万円)

◆専門スタッフ・外部人材の拡充

○スクールカウンセラーの配置充実【後掲】〔補助率1／3〕

5,064百万円（4,738百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置（27,500校）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（500校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（67人）等

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【後掲】〔補助率1／3〕

1,950百万円（1,722百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（500校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（67人）等

○補習等のための指導員等派遣事業〔補助率1／3〕

7,409百万円（5,521百万円）

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

（1）学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,649百万円（3,073百万円）

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。（7,700人→9,100人）

- ・想定人材：当該分野に知見のある人材（退職教職員や教師志望の大学生など）
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国1／3，都道府県・指定都市2／3

《具体例》

- ・補習や発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・地域の教育資源を活用した学習活動の支援（総合的な学習の時間の学校外学習）
- ・不登校・中途退学への対応、いじめへの対応
- ・キャリア教育支援、就職支援
- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

(2) スクール・サポート・スタッフの配置

2,232百万円(1,440百万円)

教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。(3,600人→5,400人)

- ・想定人材：地域の人材(卒業生の保護者など)
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国1/3, 都道府県・指定都市2/3

※教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

(3) 中学校における部活動指導員の配置

1,529百万円(1,008百万円)

- ・適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員※の配置を支援。

(9,000人→12,000人)

※ 学校教育法施行規則第78条の2に該当する部活動指導員

- ・広域的に人材確保をするための交通費を支援【新規】(6,000人分)

- ・想定人材：指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
- ・実施主体：学校設置者(主に市町村)
- ・負担割合：国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3
(指定都市にあつては国1/3, 指定都市2/3)

※ スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※ 支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

○特別支援教育専門家の配置(切れ目ない支援体制整備充実事業の内数)

[補助率1/3]【後掲】

1,871百万円(1,480百万円)

[補助事業者：都道府県、市区町村、学校法人]

- ・医療的ケアが必要な児童生徒のための看護師や特別支援学校の専門性を向上するための外部専門家(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)の配置(3,382人)

《関連施策》

- ・学校司書養成講習会
- ・帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

◆学校における働き方改革の推進

○学校における働き方改革推進事業

189百万円(新規)

- 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析
- ・市町村別公表等や、これまでの業務改善の取組事例や全国から集めた優良事例の展開を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。
 - ・教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査・分析等
 - ・優良事例展開（優良事例アーカイブサイトの構築・働き方改革フォーラムの実施）

《関連施策》

- ・地域と学校の連携・協働体制構築事業

義務教育諸学校等の体制の充実(チームとしての学校)及び学校と地域との連携・協働体制の構築を図るための関連予算 (令和2年度概算要求)

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実や、学校と地域との連携・協働体制の構築を図ることにより、学校における働き方改革を進めるとともに、複雑化・多様化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定)

： 令和2年度要求 **4,235人の定数改善(義務教育費国庫負担金)**

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革
(教職員配置の見直し ▲2,000人増)

○加配定数の改善：3,920人増 ○基礎定数の改善：315人増

- 学校における働き方改革
- ・義務教育9年間を見通した指導体制支援(小学校英語専科指導、教科担任制の先行的取組)
- ・中学校における学びや生活に関する課題への対応
- ・学校総務・財務業務の軽減による学校の運営体制の強化(事務職員)
- ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

- 複雑化・困難化する教育課題への対応
- ・平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連(通級による指導、日本語指導、初任者研修)の定数の増減
- 12. 貧困等に起因する学力課題の解消
- ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等)
- ・統合校・小規模校への支援



- ・教師を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担。**
- ・併せて、平成31年1月にとりまとめられた**学校における働き方改革に関する中央教育審議会答申**を踏まえ、**業務改善を一層徹底。**
- ・これらにより、**学校における働き方改革を進め、教師は授業など子供への指導に一層専念。**

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクールカウンセラー 令和2年度要求・要望額:51億円(3.3億円増)

- 全公立小中学校への配置：27,500校
- 貧困対策のための重点配置：1,400校
- 虐待対策のための重点配置【新規】：1,000校
- いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】：500校
- 質向上のためのスーパーバイザーの配置【新規】：67人
(主な業務内容)・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
・事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア等



スクールソーシャルワーカー 令和2年度要求・要望額:19億円(2.3億円増)

- 全中学校区への配置：10,000中学校区
- 貧困対策のための重点配置：1,400校
- 虐待対策のための重点配置【新規】：1,000校
- いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】：500校
- 質向上のためのスーパーバイザーの配置：47人→67人
(主な業務内容)・福祉関係の関係機関・団体とのネットワーク構築、連携・調整等
・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供等

特別支援教育専門家等

令和2年度要求・要望額:21.4億円の内数
(17.9億円の内数)

- 切れ目ない支援体制整備充実事業
 - ・医療的ケアのための看護師：1,800人→2,247人
 - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家：348人→1,135人

中学校における部活動指導員の配置 令和2年度要求・要望額:15億円(5億円増)

- 配置人数 12,000人 (主な業務内容)・部活動の実技指導や学校外での活動(大会・練習試合等)への引率

学校と地域との連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 令和2年度要求・要望額:83億円(24億円増)

- ・保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会の設置・促進、及び持続可能な推進体制の構築
- ・地域学校協働活動推進員等の配置と組織的に継続できる「地域学校協働本部」の整備(地域学校協働本部：7,000本部→8,000本部)
- ・様々な地域学校協働活動のうち、登下校や休み時間における対応など学校における対応など学校における働き方改革を踏まえた取組と地域における学習支援等に対して重点的に支援



学校と地域が対等な立場で話し合い、役割分担を見直し、互いに**連携・協働する体制を構築。**

学校教育活動支援 令和2年度要求・要望額:37億円(6億円増)

- 配置人数 9,100人 (主な業務内容)・児童生徒の学習サポート、専門性を持った外部講師による出前授業等

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

令和2年度要求・要望額

1兆5,197億円

(前年度予算額 1兆5,200億円)



文部科学省

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数+4,235人を要求。

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現

・加配教職員定数の改善	+ 85億円 (+ 3,920人)
・教職員定数の自然減	▲ 49億円 (▲ 2,249人)
・教職員の若返り等による給与減	▲ 4億円
・基礎定数化に伴う定数増	+ 7億円 (+ 315人)
・教職員配置の見直し	▲ 43億円 (▲ 2,000人)
・教員給与の見直し	+ 1億円
計	対前年度 ▲ 3億円

教職員定数の改善(a)	3,920人
基礎定数化に伴う定数増(b)	315人
定数増計(c=a+b)	4,235人
教職員定数の自然減(d)	▲2,249人
教職員配置の見直し(e)	▲2,000人
定数減計(f=d+e)	▲4,249人
計(g=c+f)	▲14人

学校における働き方改革

計 + 3,820人

複雑化・困難化する教育課題への対応

(再掲除く) 計 + 415人

加配定数 +3,920人

基礎定数 +315人

教員の持ちこま数軽減による教育の質の向上

◆ 小学校専科指導の充実

+3,090人

・小学校英語専科指導のための加配定数

+1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

(※1) 専科指導教員の英語力に関する要件①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、

②2年以上の外国語指導助手(ALT)の経験者、③CEFR* B2相当以上の英語力を有する者、

④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠

(注)：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者においては特別免許状を授与することが必要。

(※2) より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力(CEFR B2相当以上等)を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

・義務教育9年間を見通した指導体制への支援

+2,090人

専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における教科担任制に先行的に取り組む複数の学校(「学園」)を支援。

(※) 指導方法工夫改善定数33万人について、小学校のティームテイング6,800人のうち

算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった

専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の

観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直し。(2年間で段階的に実施)

◆ 中学校における生徒指導や支援体制の強化

+ 670人

中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

学校運営体制の強化

◆ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)

+ 30人

◆ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

+ 30人

教育課題への対応のための基礎定数化関連

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

+315人

◆ 発達障害などの障害を持つ児童生徒への通級指導の充実

+426人

◆ 外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実

+ 79人

+ 39人

◆ 初任者研修体制の充実

▲229人

※基礎定数化に伴う定数減等

◆ いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化

(再掲) +670人

+ 50人

◆ 貧困等に起因する学力課題の解消

+ 20人

◆ 「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等)

+ 30人

◆ 統合校・小規模校への支援

給与関係

管理職手当の改善 (校長、副校長・教頭の支給率改善)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数(711人)を別途要求(16億円)【復興特別会計】

小学校英語専科指導のための加配定数

● 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う授業時数増（小3～6：週1コマ相当）に対応するとともに、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

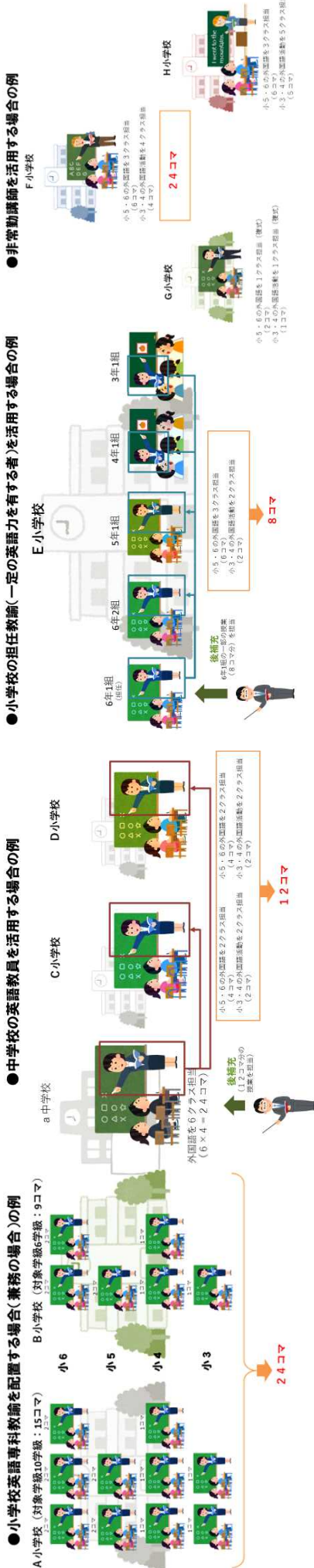
【H30年度 + 1,000人 R1年度 + 1,000人 R2年度 + 1,000人（要求） 合計 + 3,000人】

※1 専科指導教員の英語力に関する要件 ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者、③CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

（注）②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者には特別免許状を授与することが必要。

※2 より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

小学校英語専科指導のための加配定数の活用の例



業務の役割分担や授業時数の適正化等

○ 5学級以下の小規模校については、学校や教師の業務の役割分担や適正化を実施、また他の加配定数を活用。

○ 標準授業時数を上回る授業計画を実施している学校における教師の指導体制等を踏まえた授業時数の適正化。

※ 標準授業時数を上回る授業計画が88単位時間（週当たり2.5コマ）未満の学校の割合：約76%
 ※ 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（H31.3.29通知）において、教育課程の編成・実施に当たったの留意事項（指導体制に見合った授業時数の設定等）を示している。

○ 実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実に観点から、「総合的な学習の時間」の4分の1程度まで、学校外の学習活動を教師の立ち合いや引率を伴わずに実施することが可能。

※ 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（H31.3.29通知）において留意事項等を示している。

なお、総合的な学習の時間の学校外の学習活動を計画実施する際、必要に応じて「補習等のための指導員等派遣事業」（補助率1/3）を活用することで教師の負担軽減を可能とする。

（活用例）①担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替をする非常勤講師を配置、②地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用

義務教育9年間を見通した指導体制への支援

- 小学校では、4割の学校が算数の授業においてティームティーチング（以下「TT」という。）を実施しており、そのほか1～2割の学校が高学年の体育や理科の授業においてTTを実施している。一方で、体育や理科では専科指導も行われる傾向にある。また、平成31年1月25日の中教審答申において、これまでの加配定数について「教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない」と指摘されたほか、現在、中教審において「小学校における教科担任制の導入」についての検討が進められている。
- 以上の点を踏まえ、指導方法工夫改善定数は令和元年度で3.3万人であるが、小学校のTTで活用することとしている6,800人のうち、算数での活用が見込まれる4割を除く4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直し、小学校の専科指導^(*)に積極的に取り組む学校を支援^(**)する。
(2年間で段階的に実施)

【2年間 (R2～R3) の支援等： 4,000人 R2年度要求 2,000人】
 (教員配置の見直し：▲4,000人 R2年度要求 ▲2,000人)

(※) 各都道府県・指定都市において、授業負担軽減の観点から、例えば学校規模に比べて専科教員の配置が少ない学校（11学級から14学級、あるいは19学級から23学級規模の小学校）において、専科指導に積極的に取り組む学校を支援。その際、「小学校英語専科指導のための加配定数」と併せて活用することで、学校の働き方改革に資する効果的な取組を実施することが可能。

- さらに、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における教科担任制^(*)に先行的に取り組む複数の学校（以下「学園」という。）を支援する。

【2年間 (R2～R3) の支援：268人 (134学園[67都道府県・指定都市×2学園]×2人)、R2年度要求 90人 (45学園^(**)×2人)】

(※※) 新規の取組であり、徐々に取組が広がることが想定して、初年度は2年間の支援対象134学園のうち、1/3に当たる45学園を支援。

- なお、新しい時代を見据えた学校教育の実現のための教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討を中教審において深めていただき、義務教育9年間で、学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置、教員免許制度の在り方を含め、持続可能な学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実に今後さらに取り組むこととしている。

(*) 「小学校の専科指導」とは、小学校において、学級担任制を前提として、体育や理科など一部の教科を専門に担当する学級担任以外の教師が授業を行うもの。

(**) 「小学校高学年における教科担任制」とは、小学校高学年における専科指導の取組を拡大し、例えば、中学校の教師や中学校の免許状を有する非常勤講師を活用しながら、ほとんどの教科において、教科を専門に担当する教師が授業を行うもので、中学校の教科担任制のようなもの。

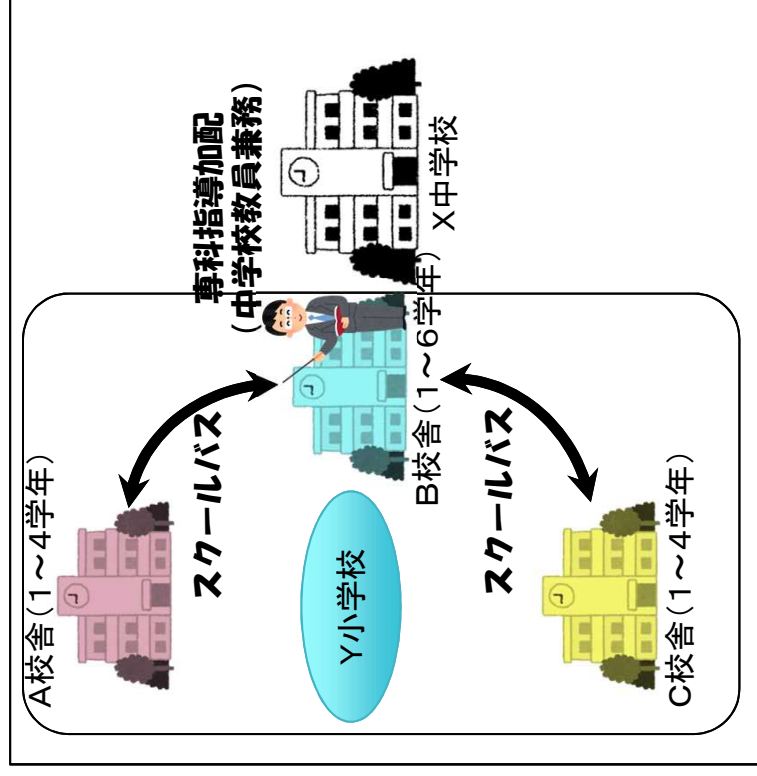
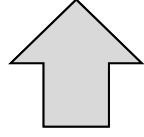
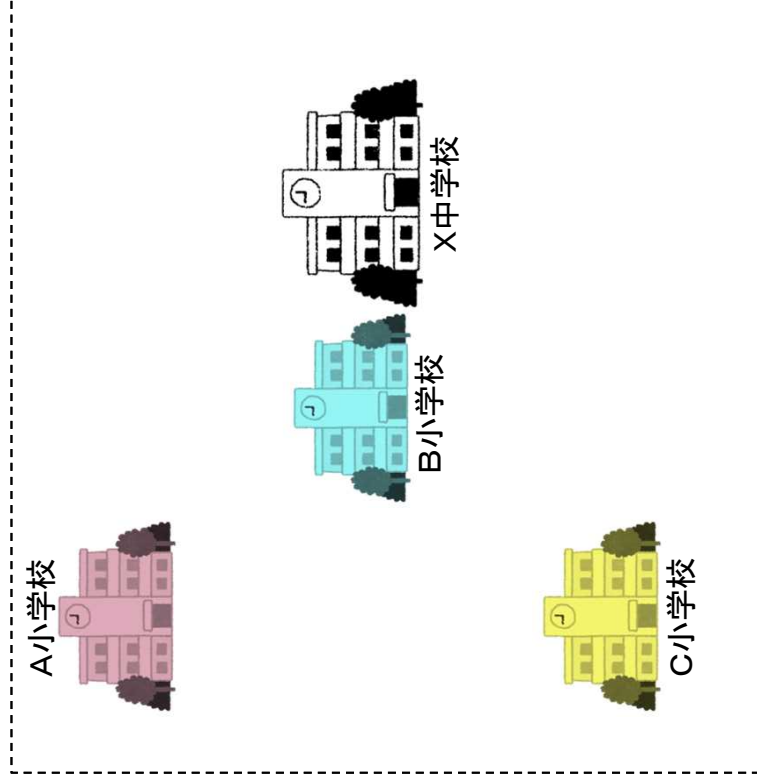
(公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査における「教科等の担任」の定義とは必ずしも一致しない。)

子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年における教科担任制に先行的に取り組む学校への支援

該当する学校群の要件

- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における教科担任制を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例



支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助（補助率1/3）

＜加配＞小学校高学年の教科担任制に先行的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。【R2年度要求 90人（45学園×2人）】

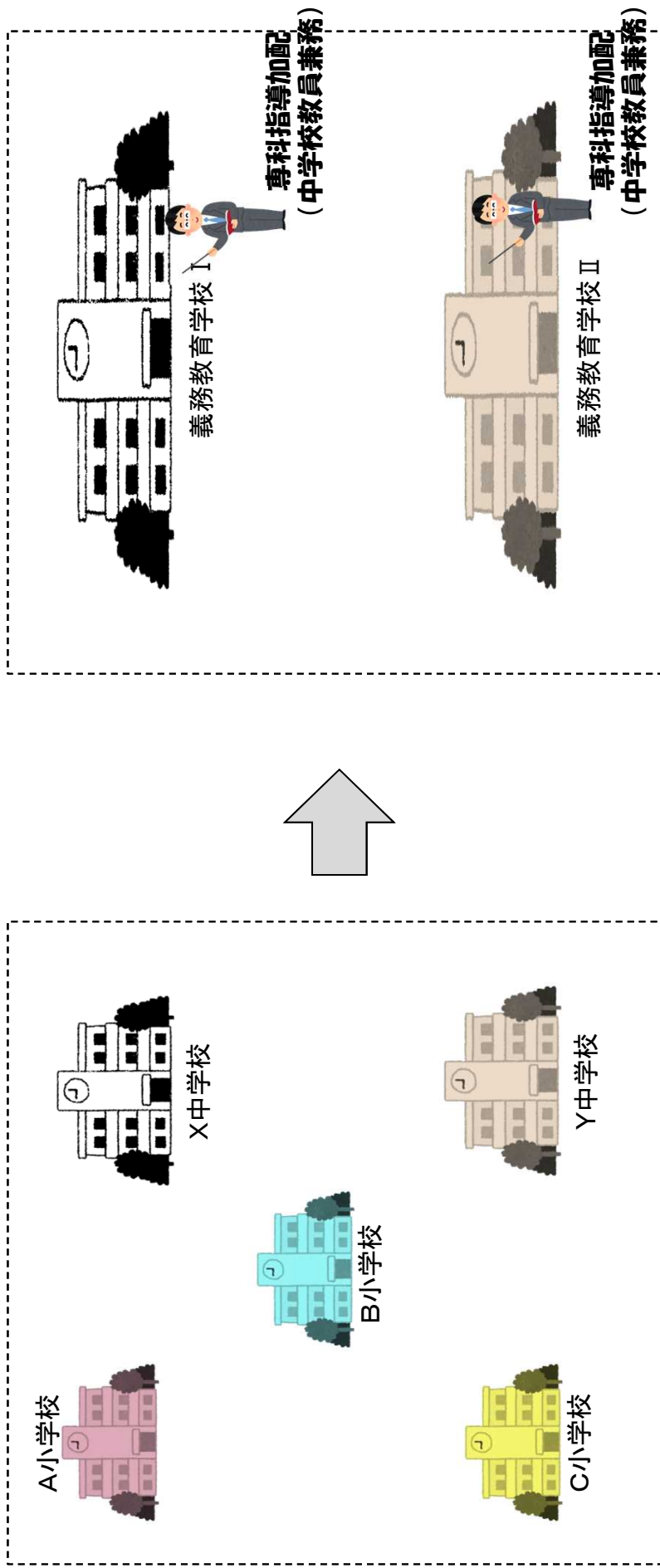
※ 左記の要件を満たす学園運営を目指すことを教育委員会の文書で決定している場合には、**学園運営を開始する年度の2年前の年度以降**、主幹教諭や教務主任等が新たな学園における特色あるカリキュラム作りを担当するため、授業代替をする**児童生徒支援加配として措置することも可能とする。**（例えばR4年度から学園運営を実施予定の場合はR2年度から加配を活用可。）

＜スクールバス＞学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。

【R2年度要求 1.2億円（23学園×1千万円×1/2）】

※申請する学園数が予定数を上回る場合には、有識者による審査を行う。

【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年、小学校高学年に教科担任制を導入する例



●平成31年1月25日の中央教育審議会答申における指摘

- 勤務の長時間化の現状と要因の一つとして、「小・中学校とともに「授業」に従事する時間が増加していることから、総授業時数を増加させた平成20年の学習指導要領改訂以降、現在まで19,286 人分の定数改善が図られているが、これらはよきめ細かな指導等を行うことを目的として配置されたものであり、教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない。」とされている。

- 学校の指導体制・運営体制の強化・充実に関しては、「今後の少子化の進展や地方自治制度の改革、技術の革新を伴う社会構造の変化を踏まえつつ、一人一人の子供への教育の質を高める観点から今後の学校の在り方の変化を検討する中で、教職員定数やいわゆる加配教職員の活用の方法、子供の発達段階に応じた学校や指導体制の在り方といった点について、検討していくことが重要」とされている。

●新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問)(概要)(平成31年4月17日)(抜粋)

- 新時代に対応した義務教育の在り方
 - 基礎的読解力などの基礎的な学力の確実な定着に向けた方策
 - 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
 - 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等
 - 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
 - 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
 - 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方

小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書写 を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

※母数は全小学校等の数

- *1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。
- *2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)。
 - ・教員の得意分野を生かして実施するもの。
 - (例) あるクラスの担任を持ちながら、得意分野では他のクラスの授業も受け持つ場合。
 - ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。
 - (例) 地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。
 - ・非常勤講師が実施するもの。
 - (例) 音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。
- *3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。
- *4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典：平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

小学校等における複数の教師が協力して行う指導(TT)の実施状況【平成30年度計画】

- 複数の教師が協力して行う指導(TT)を実施している小学校等の割合 78.3%
- 複数の教師が協力して行う指導(TT)を実施している学年・教科等

	国語	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動	総合的 な学習 の時間	その他
第1学年	13.3%		27.7%	13.6%		10.6%	7.4%		20.7%			3.8%
第2学年	10.8%		30.5%	12.3%		9.9%	6.3%		19.4%			3.6%
第3学年	10.7%	4.8%	42.3%		7.1%	9.0%	5.3%		18.2%	12.9%	10.4%	2.9%
第4学年	9.3%	4.1%	45.4%		8.3%	9.2%	4.8%		17.6%	12.8%	10.1%	2.7%
第5学年	8.3%	3.5%	46.4%		10.1%	9.2%	4.3%	7.9%	17.0%	15.5%	9.9%	2.6%
第6学年	7.7%	3.3%	43.5%		10.3%	9.2%	4.1%	7.5%	17.0%	15.6%	9.8%	2.5%

● 複数の教師が協力して行う指導(TT)の内容

(複数回答)

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
	70.3%	25.8%	15.2%	5.8%

(※) 複数の教師が協力して行う指導(TT)

例えば、①1学級を単位とし、学習集団を分けずに複数の教師が協力して指導する場合、②1学級内又は学級単位を超えて学習集団を編成し、全部又は一部の学習集団に対して複数の教師が協力して指導する場合など、1学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導する場合をすべて含む。また、年間を通して実施するものだけでなく、特定の単元や特定の時期のみ実施するものも含む。なお、ここでの教師とは、教員免許を保有する教師を指し、ALT、外部人材等は除く。

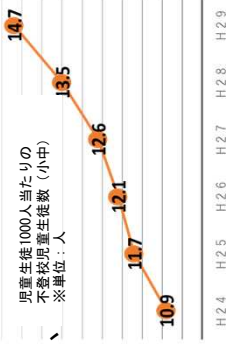
(※) 母数は全小学校等の数。

(出典：平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円
(前年度予算額 6,460百万円)

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。**
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。**



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 (公認心理師、臨床心理士等)

⇒児童の心理に関する支援に従事 (学教法施行規則)

- ✓ 全公立小中学校に対する配置 (27,500校)

- **いじめ・不登校対策のための重点配置：500校**

※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
※教育支援センター対応分については措置済み (250箇所)

- **虐待対策のための重点配置：1,000校**

※ 貧困対策のための重点配置については措置済み (1,400校)

- **スーパーバイザーの配置：67人**

補助制度

求められる能力・資格

予算措置済み

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

新規・拡充事項

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市

- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 (社会福祉士、精神保健福祉士等)

⇒児童の福祉に関する支援に従事 (学教法施行規則)

- ✓ 全中学校区に対する配置 (10,000中学校区)

- **いじめ・不登校対策のための重点配置：500校**

※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
※**教育支援センターの機能強化**：250箇所

- **虐待対策のための重点配置：1,000校**

※ 貧困対策のための重点配置については措置済み (1,400校)

- **スーパーバイザーの配置：67人**

補習等のための指導員等派遣事業

令和2年度要求・要望額 74億円
(前年度予算額 55億円)



多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ（非常勤）の配置に要する費用の1/3以内を補助

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、「学校教育活動の充実」と「働き方改革」を実現

学力向上を目的とした学校教育活動支援

事業内容
要求額：36億円 (+6億円)
人数：9,100人 (+1,400人)

拡充 ● 児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組
- 地域の教育資源を活用した学習活動の支援 (総合的な学習の時間、学校外学習)

学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材 (退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

事業内容

要求額：22億円 (+8億円)
人数：5,400人 (+1,800人)

拡充 ● 教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材

地域の人材 (卒業生の保護者など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3
 都道府県・指定都市2/3

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。
 ※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を支援

中学校における部活動指導員の配置

事業内容

要求額：15億円 (+5億円)
人数：12,000人 (+3,000人)

拡充 ● 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への部活動指導員の配置を支援

新規 ● 学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「交通費」を支援

想定人材

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

実施主体

学校設置者 (主に市町村)

負担割合

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 (指定都市：国1/3、指定都市2/3)

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。
 ※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

学力向上を目的とした学校教育活動支援 (補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度要求・要望額 36億円
(前年度予算額 31億円)



事業内容

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

(7,700人 → **9,100人**に拡充)

(例)

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組
- 地域の教育資源を活用した学習活動の支援 (総合的な学習の時間、学校外学習)



学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材 (退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

都道府県・指定都市 国1/3 都道府県・指定都市2/3

負担割合

補助対象経費

報酬、諸謝金、交通費・旅費、補助金・委託費 等

活用イメージ

1 学力向上のための学習支援

TT (チームティーチング) や放課後の補習等、きめ細かな学習指導により児童生徒の学力向上を支援



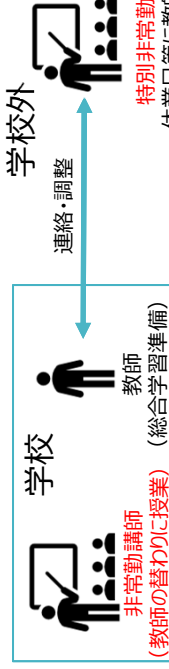
2 専門性を持った外部講師の活用

- 地域の教育資源の活用等による体験活動や専門家による出前授業等を通じた多様な学習活動の充実
- 英語の授業等における英語が堪能な地域人材等の活用



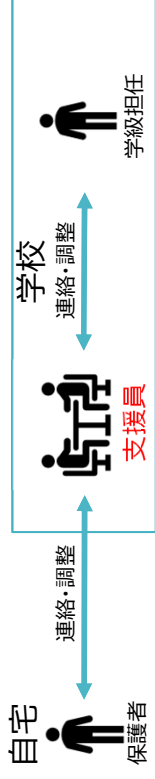
3 「総合的な学習の時間」の学校外学習

担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替する非常勤講師の配置や、地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用



4 不登校児童生徒への支援

- 家庭連絡や家庭訪問等のきめ細かい対応を通じ、継続的に児童生徒と関わることで、不登校児童生徒を支援
- 学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への別室での指導



スクール・サポート・スタッフの配置 (補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度要求・要望額 22億円
(前年度予算額 14億円)



背景

教員の勤務時間が長時間化

(教諭の1週間当たりの学内総勤務時間(持ち帰りの時間は含まない))

【小学校】53時間16分(H18) → 57時間29分(H28)

【中学校】58時間06分(H18) → 63時間20分(H28)

※平成28年度教員勤務実態調査



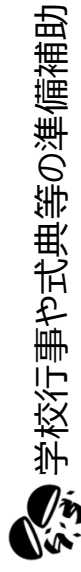
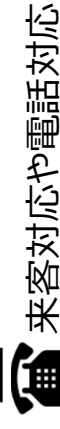
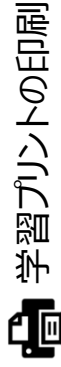
教師でなければできない業務に注力できるよう、
スクール・サポート・スタッフの配置に要する費用の
1/3以内を補助 (H30年度～)

事業内容 教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材 地域の人材 (卒業生の保護者など)

(3,600人 → **5,400人**に拡充)

用務例



配置効果

- スクール・サポート・スタッフの配置による教員一人あたりの総勤務時間の变化 **週▲1時間28分** (前年度比)
- 明らかに教材研究、生徒指導など教員の本務に割くことのできる時間が増えている。
- 印刷等を行っていた放課後の時間を有効活用でき、これまでより早く退校できている。
- 分業することで、教材やプリント作成等に計画的に取り組みやすくなった。

(平成30年度 文部科学省調べ)



実施主体

都道府県・指定都市

国1/3 都道府県・指定都市2/3

補助対象経費

報酬、期末手当、補助金・委託費 等 ※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を新たに要求

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

中学校における部活動指導員の配置 (補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度要求・要望額 15(億円)
(前年度予算額 10(億円))



背景

- 中学校における教員の部活動時間の増加
- 「保健体育担当ではなく、かつ、担当している部活動の競技経験がない」教員の割合は、**45.9%** (中学校)
(出典) 日本体育協会 学校運動部指導者の実態に関する調査 (平成26年7月)

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動指導員を制度化(H29.4.1施行)
- **部活動指導員の配置に要する費用の1/3以内を補助**(H30年度～)

部活動指導員の職務

- 実技指導
- 学校外での活動(大会・練習試合等)への引率
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導 等



事業内容

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への
部活動指導員の配置を支援 (9,000人→**12,000人**に拡充)
学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「**交通費**」を支援

拡充

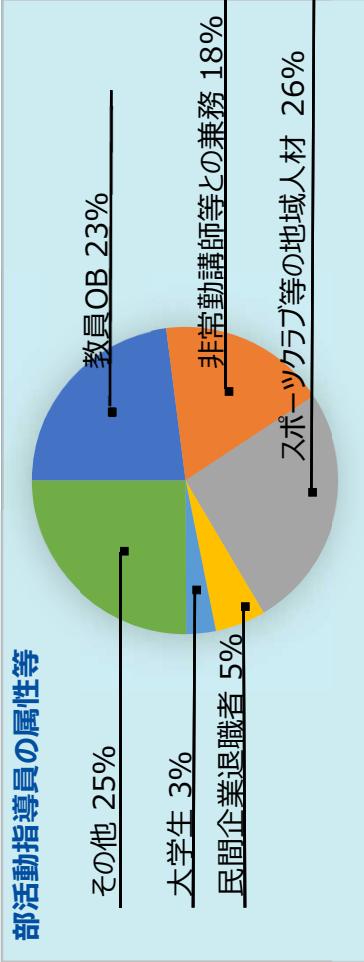
新規



想定人材

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

部活動指導員の属性等



※国の補助金により配置している部活動指導員の配置実績 (令和元年6月現在)

配置効果

- 顧問の部活動指導時間の短縮による負担軽減
- 競技経験がない顧問の精神的負担の軽減
- 専門的指導による生徒の技能向上

人材確保の工夫 (例)

- 「人材バンク」を設け、域内幅広く人材を確保
- 大学と連携し、大学生の部活動指導員を確保



実施主体

学校設置者 (主に市町村) ※公立高等学校等については、地方財政措置にて配置を支援

負担割合

国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 (指定都市: 国1/3 指定都市2/3)

補助対象経費

報酬、交通費、補助金 等 ※「交通費」を新たに要求

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援。
※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分。

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度要求・要望額 2,142百万円
(前年度予算額 1,796百万円)



文部科学省

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進する必要がある。
特別の支援を要する子供に対して、就学・進級・進学・就労の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等が求められる。

【文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応指針】

自治体等における取組を促進するため、これらに必要な経費の一部を補助

国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,800人→2,247人)

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加している。

このことから、自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を特別支援学校のほか、幼稚園、小・中・高等学校等へ配置したり、校外学習や登下校時における送迎車両へ同乗させたりするために必要な経費の一部を補助する。

また、都道府県が指導的な立場となる看護師を配置するために要する経費についても補助対象とする。

② 外部専門家【拡充】(348人→1,135人)

地域において特別支援教育の更なる推進を図るには、特別支援学校がその専門性を高め、地域の中核的な役割を担い、小・中学校等を積極的に支援していくことが求められる。

このことから、自治体等が、特別支援学校の専門性の向上を図るため、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)や手話通訳士などの外部人材を特別支援学校に配置するために必要な経費の一部を補助する。

また、地理的な要因により特別支援学校からの支援を受けることが困難な小・中学校等に限り、ST等の外部専門家の配置・活用も可能とする。

学校における働き方改革推進事業

令和2年度要求・要望額 189百万円（新規）



文部科学省

教育委員会における学校の働き方改革推進のための取組状況の調査実施・分析・市町村別公表等や、これまでの業務改善の取組事例や全国から集めた優良事例の展開を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。

働き方改革の自走サイクルの構築へ

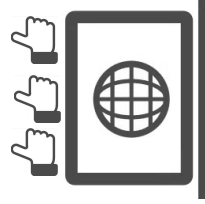
調査実施・分析（500万円）

教育委員会における学校の働き方改革のための取組の実施状況について調査を実施・分析し、都道府県・市町村別に公表



学校の取組の**優良事例**収集や教育委員会の**効果的な取組**の現地取材・分析を実施

優良事例展開



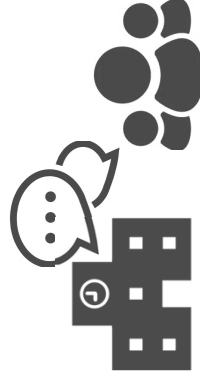
優良事例アーカイブサイト構築（1.48億円）
業務改善加速事業（H29-R1実施）の各自治体の取組や教育委員会や学校における優良事例にいつでも・誰でもアクセスできる環境を実現。



働き方改革フォーラムの実施（3600万円）
効果的な優良事例の実現方法等を掘り下げ全国に展開。インターネット同時中継等を通じた遠隔参加を実現し、新たな研修スタイルのモデルケースとして発信。



教育委員会や学校における取組の実践へ



業務改善アドバイザーからの助言

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備【令和2年度概算要求】

I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実



- 学校の指導体制の充実－教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上－
 - ▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援（小学校英語専科指導、教科担任制の先行的取組）

	・・・ +3,090人
--	-------------

 ※ 小学校における質の高い英語専科指導教員の配置充実（+1,000人）、学校における働き方改革の観点から、小学校のティームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に発展的に見直した上で（▲2,000人）、教科担任制の先行的取組等への支援（+2,090人）
 - ▶ 中学校における学びや生活に関する課題への対応

	・・・ +670人
--	-----------
 - 学校の運営体制の強化－校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減－
 - ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）

	・・・ +30人
--	----------
 - ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

	・・・ +30人
--	----------
- ※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+4,235人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実

	・・・ 70億円
--	----------

 【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
 【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
- スクール・サポート・スタッフの配置を支援

	・・・ 22億円【5,400人(+1,800人)】
--	---------------------------

 ※ 学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応等、教師の業務をサポート
- 中学校における部活動指導員の配置を支援

	・・・ 15億円【12,000人(+3,000人)】
--	----------------------------
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置を支援

	・・・ 2億円【3,100校】
--	-----------------

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



- 学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析、優良事例の展開

	・・・ 1.9億円
--	-----------
- スクールガード・リーダーの助言に基づき、地域ぐるみで見守り活動を行う体制を整備

	・・・ 4.2億円
--	-----------
- 学校と地域それぞれの適切な役割分担を検討するため、地域と学校の連携・協働体制を構築

	・・・ 83億円
--	----------

2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進

(前年度予算額 257百万円)
令和2年度概算要求・要望額 39,422百万円

1. 要 旨

教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用には大きな可能性があり、Society5.0時代の「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」などを踏まえ、以下の取組を実施。

2. 内 容

- **GIGAスクールネットワーク構想の実現** 37,473百万円(新規)
遠隔教育をはじめ様々な先端技術の活用や教育ビッグデータの収集・分析など、Society5.0時代の学びの実現に必要な児童生徒一人一台環境に対応した高速かつ大容量の通信環境の遅れが危機的な状況であることから、全国の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の全ての児童生徒が地域の格差なくこれら新時代の学びを享受できるよう、外部から学校内すべての教室までの高速かつ大容量な通信ネットワークの整備を推進する。
- **新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業** 1,949百万円(257百万円)
Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠であることから、それらの導入促進に向けて、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。
 - (1) **学校における先端技術の活用に関する実証事業** 199百万円(257百万円)
「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行う。
 - (2) **遠隔教育システム導入実証研究事業** 106百万円(新規)
多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。
 - (3) **新時代の学校におけるICT環境実証研究事業** 765百万円(新規)
児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等、新時代の学校におけるICT環境の構築方法や、その効果的な教育の在り方についての実証を行う。
 - (4) **初等中等教育段階でのSINET活用に関する実証研究事業** 648百万円(新規)
初等中等教育におけるSINETの円滑な導入や効果的な活用に向けて、ネットワークの物理的な構築やセキュリティ対策、運用体制などを含め、技術的

な検討を行うとともに、トライアル実施校による実証を行う。

(5) ICT活用アドバイザー事業

232百万円(新 規)

自治体による学校のICT環境整備・活用を技術的に支援することで環境整備を加速するため、文部科学省が委嘱するアドバイザーにより、最新技術を反映した端末や通信ネットワーク等の検討整理、自治体担当者等を対象とした説明会の開催、自治体の要請に応じた派遣や常時相談体制の整備、遠隔教育を実施する際の接続先のマッチングや指導面・技術面のアドバイス、SINETへの接続に関する検討等を行う。

GIGAsスクールネットワーク構想の実現

<Global and Innovation Gateway for ALL>

令和2年度要求・要望額 37,473百万円

(新規)



文部科学省

- ☑ 教師の経験知と科学的視点とを掛け合わせ、子供の生活や学びにわたる課題(貧困、虐待等)を早期に発見し、外国人児童生徒等を含めたすべての子供たちが安心して学べ、基礎的学力を確実に身に付けることができるようにケアする(誰一人取り残さない教育)とともに、特異な資質・能力を見出し、大学や研究機関などでの学びの機会につなげる仕組み(特異な能力を持つすべての子供に公正にチャンスを提供する教育)を確立
- ☑ 各学校が客観的なデータに基づいて、校務の効率化を進めつつ、ヒト・モノ・カネ・時間といったリソースを再配分できる自律性を確立
- ☑ STEAMライブラリー(大学や企業・研究機関などの研究開発の素材、動画等の集約・共有化)など、良質な授業のためのコンテンツの提供
- ☑ 教育ビッグデータを活用した新しい社会的価値の創造(データとアルゴリズムの透明性と正当な利用のための共有が課題)

一人一台の
学習者用コンピュータ



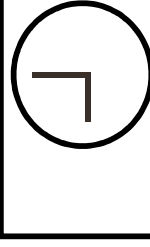
高速・大容量・機密性の高いネットワーク



先端技術・教育ビッグデータ

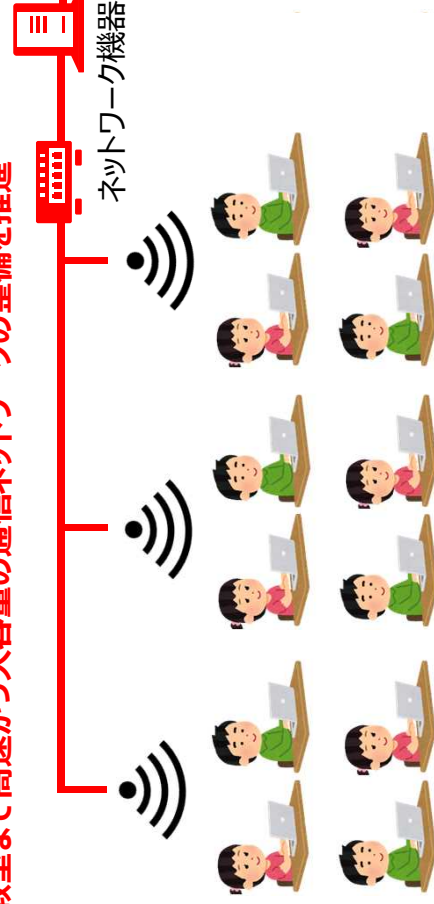
31

小・中・高等学校・
特別支援学校等



【GIGAsスクールネットワーク構想の実現】
約1万校(全学校の1/3)を整備
(国公私対象/1/2補助※公立、私立)：375億円
※3年計画の1年目(令和4年度までに全校整備)

学校内すべての教室まで高速かつ大容量の通信ネットワークの整備を推進



無線LAN環境

学習者用コンピュータ
一人一台

(3クラスに1クラス分は
地方財政措置の対象)



インターネット
接続事業者

関連別事業により、「一人一台」と「SINETの活用」に向けた実証

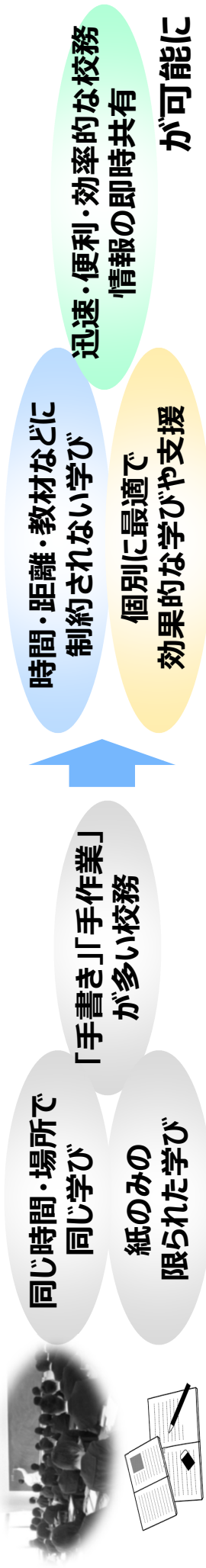
【新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業】

※ 令和2年度要求・要望額 1,949百万円

※ 令和4年度から本格実施に向け、全都道府県・政令市等150校で実証

一人一台コンピュータ・高速ネットワークが可能とする「次世代の学校・教育現場」

- ✓ 2020年度からスタートする新しい学習指導要領では、小学校における外国語教育・プログラミング教育をはじめ、教育内容の専門性が向上。学校における働き方改革も課題。
- ✓ 全国どこでも、質の高い教育活動を可能とする環境整備が不可欠。



デジタル教科書・AIドリル

動画・アニメーション・音声等
を活用し、効果的な学習、
興味・関心を喚起

個々の子供の習熟度や状況
に応じた、きめ細やかな指導、
自動採点による負担軽減

学習記録データに基づき、
効果的な問題や興味のある
ような学習分野が自動表示

遠隔・オンライン教育

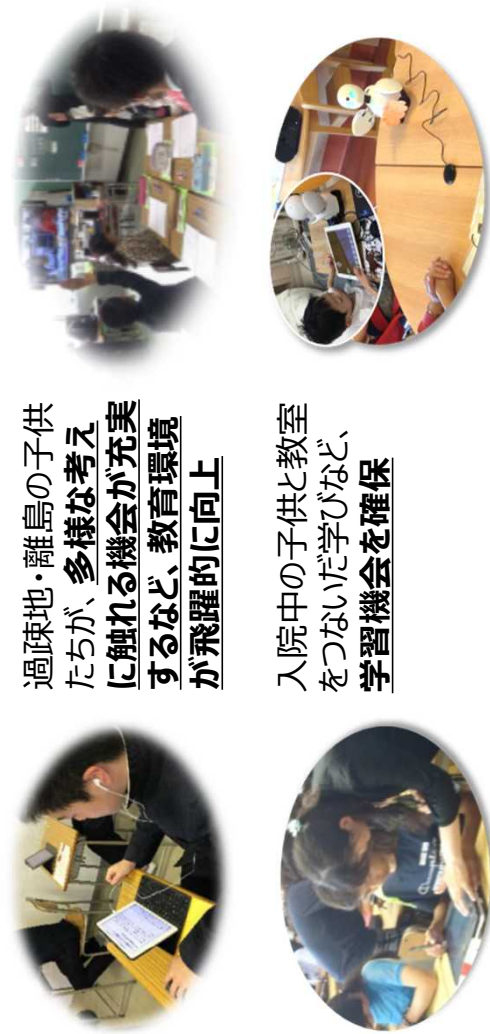
過疎地・離島の子供
たちが、多様な考え
に触れる機会が充実
するなど、教育環境
が飛躍的に向上

入院中の子供と教室
をつないだ学びなど、
学習機会を確保

防災機能

無線LANなどのネットワーク環境
の充実により、災害時に避難所と
しての防災機能を発揮

ラジオや防災無線（片方向の情報伝
達手段）と異なり、被災者のニーズ
に応じた情報の収集・発信、安否確
認等が可能



- **GIGAスクールネットワーク構想**（一人一台コンピュータ、全学校での高速ネットワーク）により、
多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びが実現可能に。
- あわせて、無線LAN環境の整備により、学校の避難所としての防災機能の向上につながる。

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

令和2年度要求・要望額 1,949百万円
 (前年度予算額 257百万円)

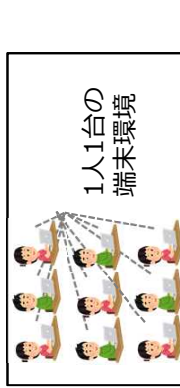


趣旨

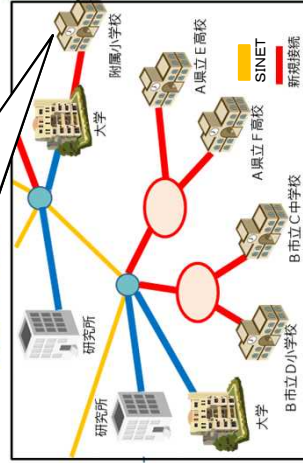
- Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠である。「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」に基づき、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。



先端技術の利活用に
 よる教育の質の向上



先端技術の利活用す
 るための学校ICT環
 境整備の充実



○ 学校における先端技術の活用に関する実証事業

「誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行う。

○ 遠隔教育システム導入実証研究事業

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。

○ 新時代の学校におけるICT環境実証研究事業

児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等、新時代の学校におけるICT環境の構築方法や、その効果的な教育の在り方についての実証を行う。

○ 初等中等教育段階でのSINET活用に関する実証研究事業

初等中等教育におけるSINETの効果的な活用及び円滑な導入に向けて、ネットワークの物理的な構築やセキュリティ対策、運用体制などを含め、技術的な検討を行うとともに、トライアル実施校による実証を行う。

○ ICT活用アドバイザー事業

学校のICT環境整備・活用を図る自治体に対する支援・助言を充実させるため、アドバイザーによる自治体担当者等を対象とした説明会の開催、常時相談体制の整備、遠隔教育を実施する際の指導面・技術面のアドバイス等を行う。

成果

- 全国の自治体が教育における先端技術の必要性や有効性を理解し、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、先端技術や教育データを効果的に活用する。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。
- 児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等のICT環境下における効果的な指導方法等を整理し、全国のICT環境整備を促進する。
- 希望する全ての初等中等教育機関が、超高速で大容量のネットワーク環境を安価に導入・活用する。

3. 教育課程の充実

(前年度予算額	2,543百万円)
令和2年度要求・要望額	2,716百万円

1. 要 旨

これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、新学習指導要領の全面実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進、STEAM教育の推進などを通じた総合的な学習の時間の充実など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組等を推進し、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

2. 内 容

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進 168百万円(200百万円)

新学習指導要領の全面実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進、STEAM教育の推進などを通じた総合的な学習の時間の充実など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。

○基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実 36百万円(24百万円)

基礎的読解力などの基盤的な学力を全ての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、学力向上のためにどのような取組が有効かについて調査分析及び実証研究を行う。

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発 83百万円(70百万円)

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施する。

○理数教育の充実のための総合的な支援等 2,117百万円(1,917百万円)

観察・実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察・実験に係る理科設備の整備充実を行う。

○現代的課題に対応した教育の充実等 126百万円(170百万円)

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施する。

【(参考：復興特別会計)放射線副読本の普及(68百万円)】

○特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】
160百万円(139百万円)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】
26百万円(23百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

教育課程の充実

令和2年度要求・要望額 2,716百万円
(前年度予算額 2,543百万円)



文部科学省

＜概要＞ これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、**新学習指導要領の全面実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進、STEAM教育の推進などを通じた総合的な学習の時間の充実など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組などを推進。**

学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進

＜令和2年度要求・要望額：168百万円＞
これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究

学校全体として教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況にもとづく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを推進するための実践的な調査研究を行い、その成果の普及を図る。

高等学校における総合的な探究の時間の抜本的改善・充実

高等学校の「総合的な探究の時間」における各教科等での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な取組（STEAM教育等）に関する実践研究を行う。

基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実

＜令和2年度要求・要望額：36百万円＞
基礎的読解力などの基礎的な学力を全ての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、学力向上のためにもこのような取組が有効かについて調査分析及び実証研究を実施。

理数教育の充実のための総合的な支援等

＜令和2年度要求・要望額：2,117百万円＞
観察、実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察、実験に係る理科設備の整備充実。

次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

＜令和2年度要求・要望額：83百万円＞
今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施。

現代的課題に対応した教育の充実等

＜令和2年度要求・要望額：126百万円＞
現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施。
【参考：復興特別会計）放射線副読本の普及（68百万円）】

初等中等教育の教育課程の一層の充実

4. 情報教育・外国語教育の充実

(前年度予算額 2,093百万円)
令和2年度概算要求・要望額 3,674百万円

1. 要 旨

新学習指導要領を踏まえ、全ての児童生徒に、Society5.0の時代にグローバルに活躍するための力を育成するため、「情報活用能力」の育成に向けた取組の推進や、新時代の学びにおける先端技術の導入に向けた実証研究を実施するとともに、小・中・高等学校を通じた英語教育の強化を進める。

2. 内 容

(1) 小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

209百万円(189百万円)

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、次の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

○情報教育指導充実事業

- ・情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究
- ・現職教員の情報教育に係る指導力向上に資する教員研修用教材の作成
- ・情報関係人材を活用した指導体制の充実に資する調査研究

○プログラミング教育に関する指導事例などの情報提供の充実等

○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

○情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等

(2) 教育用コンテンツ奨励事業

13百万円(13百万円)

教育に利用される映像等の教育用コンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育及び社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及・奨励を図る。

(3) 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】

1,949百万円(257百万円)

Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠であることから、それらの導入促進に向けて、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。

(4) 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

29百万円(16百万円)

学習者用デジタル教科書の在り方の検討のため、その使用による教育上の効果・影響を把握・検証するための実証研究を行う。また、諸外国におけるデジタル教科書の実態調査を行う。

(5) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

536百万円(627百万円)

(※前年度予算額には前年度で終了した小学校高学年教材整備分136百万円を含む)

(1) 新たな外国語教育に対応した条件整備事業

- ・小学校中学年用教材(Let's Try!)の配布

(2) 英語教育改善プラン推進事業

- ・各都道府県・指定都市教育委員会において「英語教育改善プラン」を策定し、目標達成に向けて行う取組のうち、他地域への普及が期待されるものを支援

(3) 教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業

- ・大学と教育員会等との連携により専門性を有した教員や外部人材等の活用のための講座開設等を支援

(4) 外国語教育の指導法等強化のための先導的な実証研究事業

- ・小・中・高等学校の教員を対象としたオンライン・オフラインを融合した研修の実証研究の実施等

(6) スーパーグローバルハイスクール

97百万円(424百万円)

グローバルな社会課題を発見・解決し、国際的に活躍できる人材の育成に取り組む指定校の質の高いカリキュラム開発・実践を支援するとともに、事業の検証や事後の評価を実施する。また全国高校生フォーラム等を通じて成果の普及を図る。

(7) WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業【再掲】

250百万円(113百万円)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築する。グローバルな社会課題のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催、大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。

等

小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

令和2年度要求・要望額 209百万円
(前年度予算額 189百万円)



文部科学省

趣旨 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、以下の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

(1) 情報教育指導充実事業

60百万円

① 情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究

16百万円

情報教育関係教科における免許外教科担任を減少させるための調査研究を実施

- 1) 免許外教科担任の解消に向けた複数校指導モデルの創出
- 2) 複数校指導実施時のポイントをまとめた手引の作成

② 現職教員の情報教育に係る指導力向上事業

15百万円

情報活用能力育成に関わる現職教員の指導力向上に資する教員研修用教材の作成

- 1) 中学校の技術・家庭科（技術分野）「D情報の技術」の教員研修用教材の作成
- 2) 高等学校「情報 I」の教員研修用教材の作成

③ 指導体制充実事業

30百万円

情報教育の指導体制を充実するため、学校における情報関係人材の活用を促進するための調査研究を実施

- 1) 情報関係人材の活用促進に資する人材研修カリキュラムや指導モデル開発
- 2) ICT支援員の雇用形態や活用状況に関する調査研究と配置促進

(2) プログラミング教育促進事業

44百万円

新学習指導要領において小・中・高等学校を通じて充実されたプログラミング教育を確実に実施していくため、指導事例などの教員等にとって有益な情報提供等を行う。

- ① プログラミング教育の情報提供に関する調査研究
- ② 研修リーダーセミナーの実施

(3) 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

64百万円

情報活用能力を定期的に測定するための小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施

- ① 予備調査の実施
- ② 本調査実施に向けた実施方法の検討、調査対象校の抽出

(4) 情報モラル教育推進事業

41百万円

スマートフォンやSNSの急速な普及を踏まえ、情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等を実施

- ① 情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善
- ② 児童生徒向け啓発資料の作成・配布
- ③ 情報モラル教育指導者セミナーの開催
- ④ 学校におけるICT機器利用における健康面への影響に関する調査

事業内容

教育に利用される映像等の教育用コンテンツ及び教育用デジタルコンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育及び社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及・奨励を図る。

審査体制等

◎ 審査体制

申請作品については、有識者による審査会が、教育映像等審査規程に定める審査基準に照らして審査実施し、教育上価値が高いと認められた作品を「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」（特に優れたもの）として選定。最終的には、文部科学大臣が選定の可否を決定。

◎ 審査対象

審査対象は映画、DVD等の映像教材、紙芝居及び教育デジタルコンテンツ。

◎ 申請作品の対象別、教科別の分類

学校教育教材・・・幼稚園、小学校（低、中、高学年）、中学校、高等学校向き
社会教育教材・・・幼児、少年、青年、成人向き
一般劇映画等・・・幼児、少年、青年、成人向き、家庭向き

◎ 選定された作品について

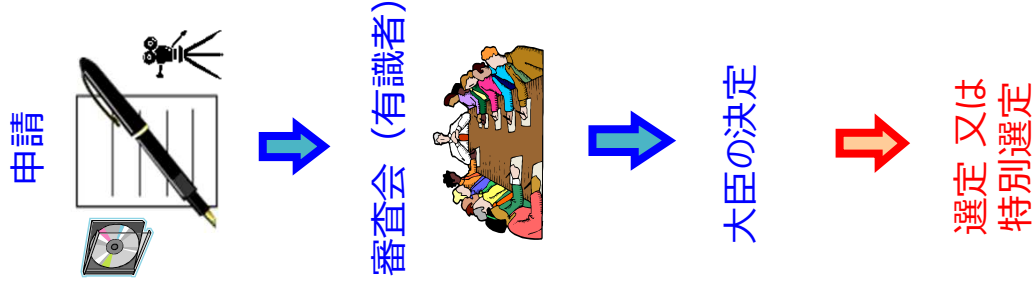
「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」となった作品については、毎月その題名・内容をまとめた「選定一覧」を文部科学省ホームページに掲載。パンフレットなどに選定された旨の掲載を許可。

◎ 審査件数等について

審査数	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度					
	選定数	特選数	審査数	特選数	審査数	特選数	審査数	特選数				
129	81	11	122	79	12	12	116	68	17	150	84	19

(件数)

審査の流れ



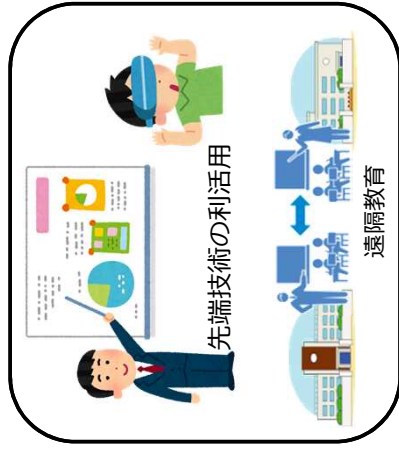
新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

令和2年度要求・要望額 1,949百万円
 (前年度予算額 257百万円)

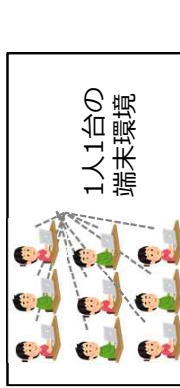


趣旨

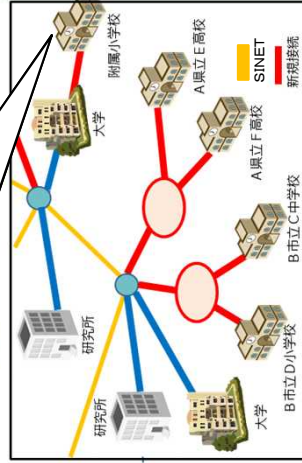
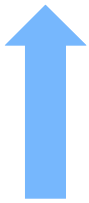
- Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠である。「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」に基づき、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。



先端技術の利活用に
よる教育の質の向上



先端技術の利活用す
るための学校ICT環
境整備の充実



上記取組のための
自治体支援



○ 学校における先端技術の活用に関する実証事業

「誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行う。

○ 遠隔教育システム導入実証研究事業

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。

○ 新時代の学校におけるICT環境実証研究事業

児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等、新時代の学校におけるICT環境の構築方法や、その効果的な教育の在り方についての実証を行う。

○ 初等中等教育段階でのSINET活用に関する実証研究事業

初等中等教育におけるSINETの効果的な活用及び円滑な導入に向けて、ネットワークの物理的な構築やセキュリティ対策、運用体制などを含め、技術的な検討を行うとともに、トライアル実施校による実証を行う。

○ ICT活用アドバイザー事業

学校のICT環境整備・活用を図る自治体に対する支援・助言を充実させるため、アドバイザーによる自治体担当者等を対象とした説明会の開催、常時相談体制の整備、遠隔教育を実施する際の指導面・技術面のアドバイス等を行う。

成果

- 全国の自治体が教育における先端技術の必要性や有効性を理解し、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、先端技術や教育データを効果的に活用する。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。
- 児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等のICT環境下における効果的な指導方法等を整理し、全国のICT環境整備を促進する。
- 希望する全ての初等中等教育機関が、超高速で大容量のネットワーク環境を安価に導入・活用する。

学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

令和2年度要求・要望額 29,297千円
(前年度予算額 15,545千円)



文部科学省

背景

- 令和元年度から、必要に応じ、学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができることとなり、紙の教科書と学習者用デジタル教科書の併用制となった。
- 令和3年度までに、学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証するとともに、国際競争力の観点からの調査を含む学習者用デジタル教科書の在り方等について検討する旨が、規制改革実施計画において指摘。

目的

- 学習者用デジタル教科書の使用によるプラスとマイナスの両面の効果・影響のより具体的な実証研究を通して、より良い活用方法や留意点を蓄積、各学校・教育委員会で活用に活かす。
- 基礎的・基本的な教育内容の履修を保証するものとして、教育の情報化の進展も踏まえつつ、学習者用デジタル教科書の在り方の検討に資する。

事業内容

- 学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証するための実証研究を実施。また、諸外国におけるデジタル教科書の実態調査を実施。
- 2020年度の小学校段階の新学習指導要領実施に伴う、学習者用デジタル教科書の発行数の増加、機能の向上を踏まえて研究を行う。

主な研究内容

- ①教科・学校種に配慮した教育上の効果・影響等についての実証研究
- ②特別な配慮を必要とする児童生徒等の教科書の内容へのアクセスと留意点に係る実証研究
- ③諸外国におけるデジタル教科書に関する制度・活用方法等の実地及び文献による実態調査

実施体制

実証研究委員会

実証方法の策定・分析・評価、
実証校への研究者派遣等

実証研究校

研究者と連携して実証研究を実施



諸外国実態調査

諸外国における制度、
活用方法等の調査

文部科学省

有識者会議

委託

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)
(※前年度予算額には前年度で終了した小学校高学年教材整備分136百万円を含む)



新学習指導要領の全面実施、「第3期教育振興基本計画」等に掲げられた目標の実現に向けて、2020年度から新しい英語教育が始まる小学校において質の高い指導体制の構築、全国学力・学習状況調査等で課題が明らかとなっている中学生・高校生の英語での発信力（話す・書く力）強化が喫緊の課題。各地域の課題を踏まえた取組の推進や新たな指導法等の開発等を進め、全国的な英語教育の水準の向上、効果的かつ持続可能な体制を構築する。

指導体制の強化

免許法定講習の開設等
教員養成機関等との連携による小学校
専門人材育成・確保事業
91百万円（106百万円）

大学と教育委員会等との連携により、専門性を有した教員や外部人材等の活用のための講座開設等を支援する。
【委託先：国立大学法人、学校法人、都道府県・指定都市教育委員会】

＜取組例＞

- 小学校教員等が中学校教諭免許状（英語）を取得するための**免許法定講習**
- 大学と教育委員会が連携し、教員養成課程の学生等を対象にした、専門性の高い小学校外国語指導者の養成・確保のための講習（教師塾）
- **特別免許状等を利用した人材活用**（ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な人材等）のための講習
- **外国語指導助手（ALT）等**を対象とした**資質・能力向上のための講習**等

遠隔教育システム導入実証研究事業

多様性のある学習環境や英語教育等における専門性の高い授業の実現に向けた遠隔教育システムの導入・活用を促進
教職員定数の改善
小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教員

関連事業

指導力向上及び条件整備

英語教育改善プラン推進事業

187百万円（119百万円）

都道府県・指定都市教育委員会が、各地域の英語教育の実態に応じた「英語教育改善プラン」を策定し、目標達成に向けて行う取組のうち、他地域への普及が期待されるものを支援する。また、各種調査等の結果も含めた成果分析を行い、国として効果的な取組等を普及し、英語教育におけるPDCAサイクル、EBPMを促進する。
【委託先：都道府県・指定都市教育委員会、民間機関等】

各自自治体における具体的な取組メニューの例

- ※以下の効果的な方法の開発や検証、事例集や普及資料の作成を支援
- ・英語教育推進リーダー、外部専門機関や民間機関等と連携した英語指導力向上プログラム等の開発、実施
- ・多様な検定教科書の使用を前提とした、小学校の特性を踏まえた効果的かつ持続可能な指導方法や評価方法
- ・文法等の知識を実際のコミュニケーションで活用する言語活動の充実
- ・「話すこと」「書くこと」等のパフォーマンス評価等の効果的な実施
- ・英語教育の小・中・高等学校の連携
- ・ALT等を活用した効果的な指導法、授業外における英語活用機会の充実
- ・ICTを活用した英語力向上の指導方法や評価手法

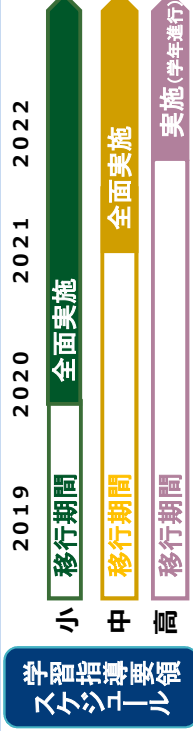


新たな外国語教育に対応した条件整備・情報発信事業

169百万円(305百万円)

【小学校外国語活動教材】

小学校3・4年生で使用する教材「Let's Try!」を引き続き配布する。また、小、中、高等学校の指導法等の映像資料の作成及びポータルサイトを運営する。



指導力等強化のための実証研究

オンライン・オフライン研修実証事業

60百万円（30百万円）

- ・英語による指導力向上のため、オンラインとオフラインを融合した研修プログラムを開発、実施。効果を検証し全国へ普及を図る。
- ・令和元年度から中・高等学校教員を対象に開始した実証事業に加え、小学校外国語教育に対応したプログラムを実施・検証する。

研修機会の地域差解消×「働き方改革」の推進



【委託先：民間機関等】

中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究

22百万円（32百万円）

先進的な指導・評価方法等の開発について授業実践を通じた実証研究を実施する。
【委託先：国立大学法人】

グローバル化に対応した外国語教育推進事業

7百万円(7百万円)

英語以外の外国語※について、新学習指導要領に基づいたカリキュラムや教材の開発等を実施する。
【委託先：都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人】

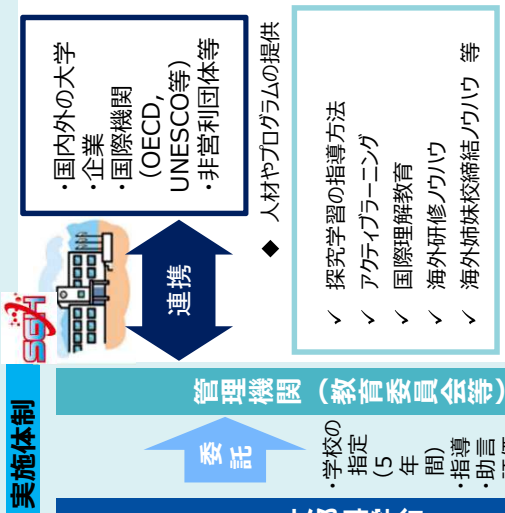
＜英語以外の外国語＞
中国語、韓・朝語、仏語、独語、西語、露語 等



目的

- ◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

実施体制



◆ 他の高等学校や小・中・高校へ成果を普及

事業概要

- ◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。
- ◆ 委託事業：委託先（都道府県教育委員会、国立大学法人、学校法人）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）、指定期間5年間
- ◆ 指定校数：継続11校（平成28年度指定11校；国1校・公8校・私2校）事業終了指定校112校
- ◆ 評価検証：事後評価56校（平成27年度指定）実施、事業検証実施
- ◆ 成果普及：全国高校生フォーラムの開催 等

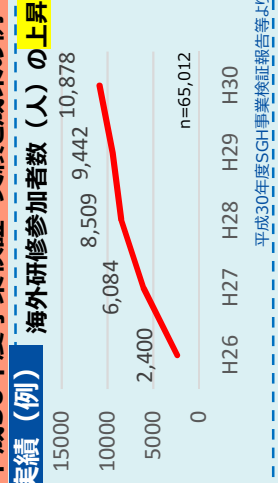
取組

- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 国内外の大学、海外の高校、企業や国際機関等と連携した国内外研修やフィールドワーク
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート

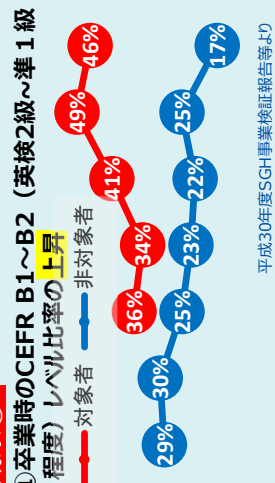


2018年度SGH全国高校生フォーラム
 (2018年12月15日)の東京開催フォーラム

平成30年度事業検証 実績と成果の例



成果①



成果②

- 調査対象：平成26年度SGH指定校56校の研究開発後の卒業生協力者835名
- ②卒業生（SGH対象生徒）は、海外研修から学び、英語活用、視野拡大、大学生生活で役立つ等という回答が多い。
- ✓ SGH対象生徒は非対象生徒に比べて、「大学進学」の基準として「提供するカリキュラムが魅力的である」ことを重視。
 - ✓ 「プレゼンテーション」レポートのまとめ方「調査データ収集・分析」等一般的な知識やスキル修得への評価が高い。
 - ✓ 「自分と異なる立場の価値観の尊重」「相手との協力関係の構築」「プレゼンテーション獲得の得点が高い」。
 - ✓ 「外国の様々な異文化に触れることは楽しい」「様々な外国へ行ってみたい」というグローバルマインドセットの得点が高い。
 - ✓ 「海外研修が学びにつながった」「英語を使う機会が多くなった」「視野が広がった」「SGHの学びが大学で役立っている」等の肯定的な意見が多い。
- 平成30年度SGH事業検証 卒業生アンケート調査結果より

成果③

- ③卒業生の保護者、国内連携機関、海外連携校等のSGHへの満足度等が高い。
- ✓ 卒業生の保護者（613名）のうち、SGHの満足度76%の回答
 - ✓ 国内連携機関（84機関）からSGHのグローバル人材育成有用性89%の回答
 - ✓ 海外連携校（78機関）からSGH指定校との国際協働プログラムへの満足度96%の回答
 - ✓ SGH指定校との国際協働が日本の高校生のグローバル教育に役立っている97%等の回答
- 平成30年度SGH事業検証 各アンケート調査結果より

★グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

★SGH事業開始5年を通して、グローバル人材育成プログラムの内容と運営の経緯、国内外のネットワーク等、有形無形のリソースが形成されている一方で、通年の国際協働授業実施や教職員の国際化等の課題が指摘された。



Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

事業概要

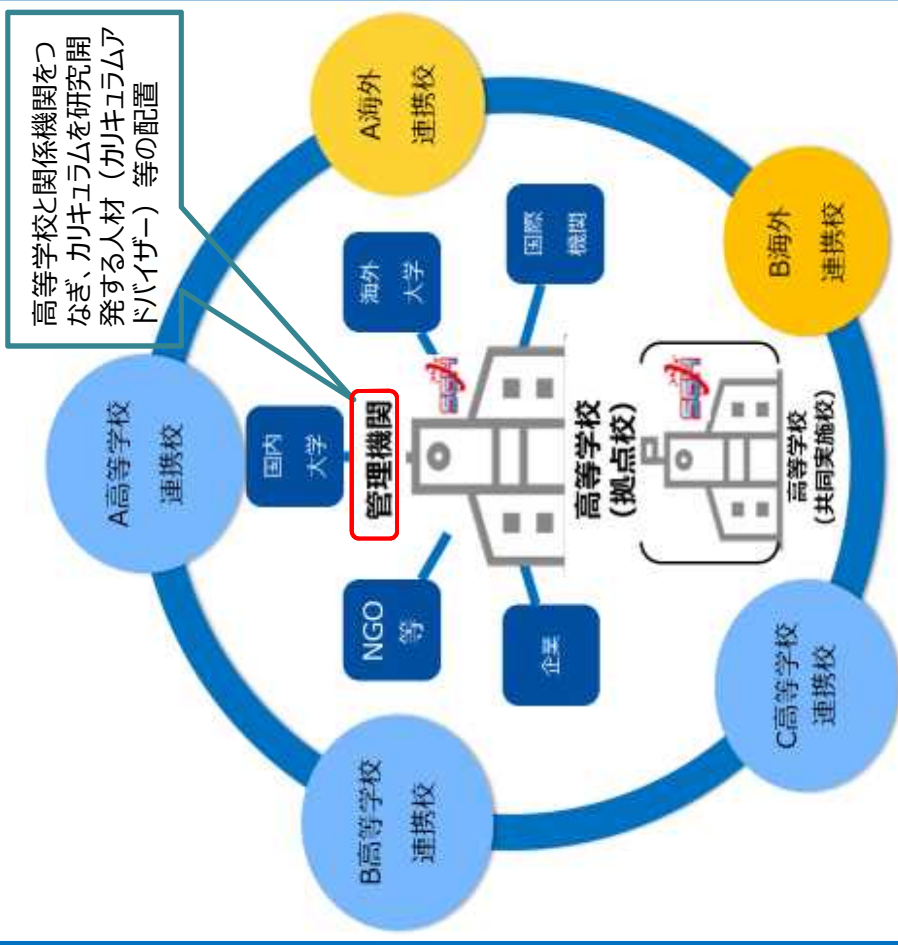
これまでのスーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベーションなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築。
- ◆ グローバルな社会課題研究のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催
- ◆ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じた、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。



【高校生ESDシンポジウム2018年11月】

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアムへとつなげる

- 委託先：都道府県市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 拠点校数：20拠点
(新規10拠点・継続10拠点 <うち幹事管理機関1拠点>)
- 委託経費：年間1000万円程度/件
(研究開発内容や対象生徒など規模に応じて決定)
- 調査研究：1件（事業の評価・検証の在り方を検討。代表的な取組事例や優良事例を把握・公表）

5. 道徳教育の充実

(前年度予算額	4,207百万円)
令和2年度要求・要望額	4,438百万円

1. 要 旨

平成27年3月に、道徳教育に係る学習指導要領等の一部改正を行い、これまでの小・中学校における道徳の時間を教育課程上、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）と新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。

また、高等学校の道徳教育においては、平成30年3月に公示した高等学校学習指導要領において、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた道徳的価値の理解を基にしながら、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る等、小学校から高等学校までの系統的な指導の充実を図った。

これらの取組は、道徳教育について「考える道徳」、「議論する道徳」へと質的に転換を図るものであり、令和2年度から順次、全面実施される新学習指導要領を踏まえた道徳教育が着実に行われるよう、改正学習指導要領の趣旨を生かした効果的な指導や評価、推進体制を構築するため研究協議会の開催等を通じた小・中・高等学校の教師の指導力向上を図る。

さらに、学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組の支援等を行う。

2. 内 容

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,438百万円(4,207百万円)

(1) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

小・中学校における道徳科を要とした各教科等を通じた道徳教育及び高等学校における道徳教育の効果的な推進の方法、道徳科の指導方法や評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及、家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。特に、高等学校においては、新たに規定された道徳教育推進教師の育成を中心とした教員研修の資料の開発を行う。

(2) 道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信等するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

(3) 道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。



背景

- 2013年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」
 ーいじめ問題の根本的な解決に向けた道徳教育の抜本的な充実を提言
- 2014年 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告ー「特別の教科 道徳」(仮称)の設置等について提言
- 2014年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
- 2014年 10月 中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
 ー「特別の教科 道徳」(仮称)に係る学習指導要領の具体的な在り方等について提言
- 2015年 3月 学習指導要領の一部改正等 (2015年度から内容の一部又は全部を先行実施することが可能。)
- 2018年 3月 新高等学校学習指導要領公示
- 2018年 4月 小学校において「特別の教科 道徳」が全面实施 ※教科書の無償給与開始
- 2019年 4月 中学校において「特別の教科 道徳」が全面实施 ※教科書の無償給与開始
 高等学校において新学習指導要領(道徳教育関係)が実施

1. 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

①特色ある道徳教育の取組の支援

- 各地域の道徳教育を推進するための取組を支援。
- ・小・中学校における「特別の教科 道徳」(道徳科)の指導方法や評価方法の研究・成果普及
 - ・小・中・高等学校における学校の教育活動全体を通じた道徳教育の効果的な推進のための研究・成果普及
 - ・道徳教育を担当する指導主事や道徳教育推進教師を対象とした研究協議会の開催(道徳科の評価および道徳教育の推進体制の整備 等)
 - ・地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及
 - ・家庭・地域との連携強化による道徳教育の充実

2. 道徳科の教科書の無償給与(小・中学校分)

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

②道徳教育アークライプの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各教育委員等が開発した教材や各学校等で取り組まれている好事例、優れた教材を収集・集約・発信する機能を有した「道徳教育アークライプ」の充実を図る。

③社会全体の機運の醸成

社会全体に対して「考え、議論する道徳」の趣旨や内容の理解を広め、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子供たちの道徳性を育む機運を醸成するため、シンポジウム等の取組を実施する。

6. Society5.0に向けた人材育成

(前年度予算額 643百万円)
令和2年度要求・要望額 2,790百万円

1. 要 旨

「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(2018年6月5日)において取りまとめた3つの方向性(①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供、②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得、③文理分断からの脱却)に基づき、Society5.0という新たな時代に向けた具体的施策を展開する。

2. 内 容

◆新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】

1,949百万円(257百万円)

Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠であることから、それらの導入促進に向けて、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。

◆WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業

250百万円(113百万円)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築する。グローバルな社会課題のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催、大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。

◆地域との協働による高等学校教育改革推進事業

577百万円(251百万円)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

等

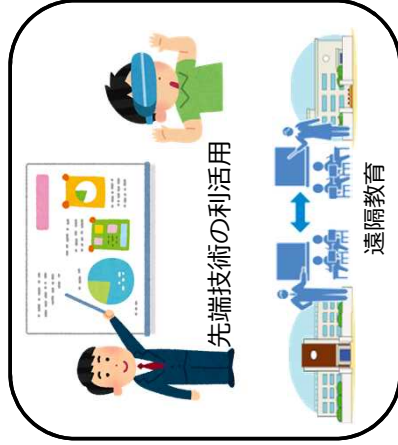
新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

令和2年度要求・要望額 1,949百万円
 (前年度予算額 257百万円)

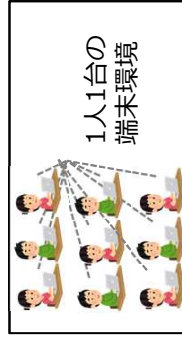


趣旨

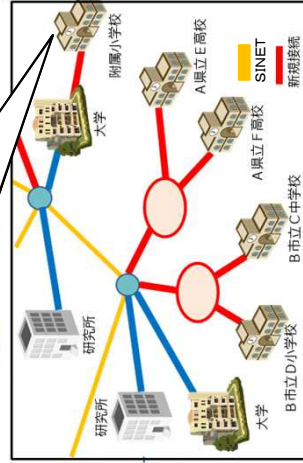
- Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠である。「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」に基づき、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。



先端技術の利活用による教育の質の向上



先端技術の利活用するための学校ICT環境整備の充実



上記取組のための自治体支援



○ 学校における先端技術の活用に関する実証事業

「誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行う。

○ 遠隔教育システム導入実証研究事業

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。

○ 新時代の学校におけるICT環境実証研究事業

児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等、新時代の学校におけるICT環境の構築方法や、その効果的な教育の在り方についての実証を行う。

○ 初等中等教育段階でのSINET活用に関する実証研究事業

初等中等教育におけるSINETの効果的な活用及び円滑な導入に向けて、ネットワークの物理的な構築やセキュリティ対策、運用体制などを含め、技術的な検討を行うとともに、トライアル実施校による実証を行う。

○ ICT活用アドバイザー事業

学校のICT環境整備・活用を図る自治体に対する支援・助言を充実させるため、アドバイザーによる自治体担当者等を対象とした説明会の開催、常時相談体制の整備、遠隔教育を実施する際の指導面・技術面のアドバイス等を行う。

成果

- 全国の自治体が教育における先端技術の必要性や有効性を理解し、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、先端技術や教育データを効果的に活用する。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。
- 児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等のICT環境下における効果的な指導方法等を整理し、全国のICT環境整備を促進する。
- 希望する全ての初等中等教育機関が、超高速で大容量のネットワーク環境を安価に導入・活用する。



Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

事業概要

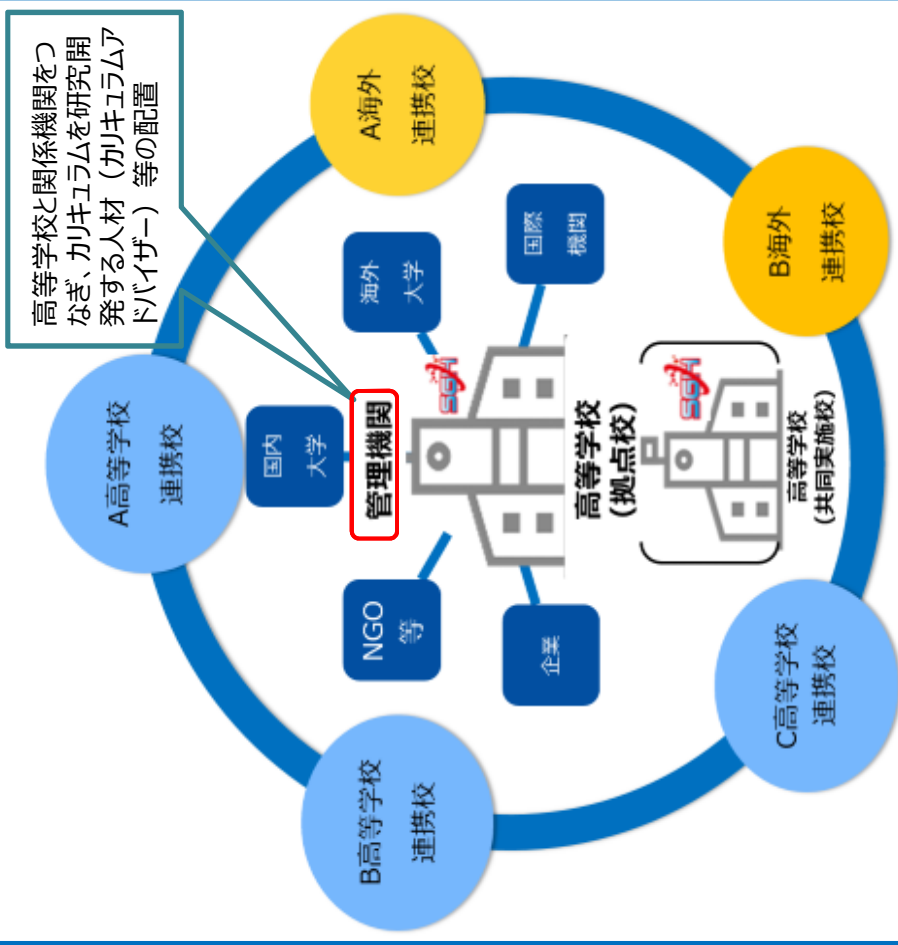
これまでのスーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベーションなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築。
- ◆ グローバルな社会課題研究のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催
- ◆ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じた、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。



【高校生ESDシンポジウム2018年11月】

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアムへとつなげる

- 委託先：都道府県市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 拠点校数：20拠点
(新規10拠点・継続10拠点 <うち幹事管理機関1拠点>)
- 委託経費：年間1000万円程度/件
(研究開発内容や対象生徒など規模に応じて決定)
- 調査研究：1件（事業の評価・検証の在り方を検討。代表的な取組事例や優良事例を把握・公表）

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和2年度要求・要望額 577百万円
(前年度予算額 251百万円)

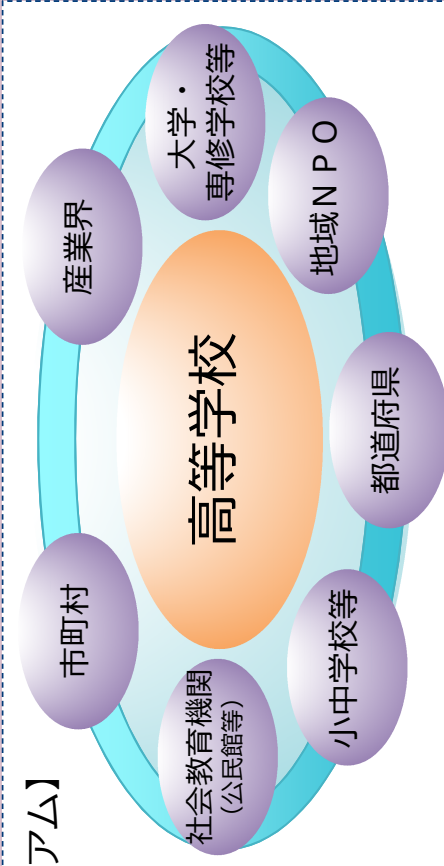


新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

【コンソーシアム】

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発



地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開 (R2合計100件程度)

【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔※専門学科を中心に22件程度
(うちR2新規指定12件程度)〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔※普通科を中心に40件程度
(うちR2新規指定20件程度)〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔※全学科を対象に40件程度
(うちR2新規指定20件程度)〕

【高大接続枠 (新規)】 ※各類型の内数として10件程度

地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等でも継続できる体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、学校と地域をつなぐ人材の在り方の研究等を実施

7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,931百万円)

令和2年度要求・要望額 7,624百万円

1. 要 旨

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,492百万円 (6,885百万円)

(1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

7,417百万円 (6,690百万円)

① スクールカウンセラーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・ スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置 (27,500校)
- ・ いじめ・不登校対策のための重点配置 (500校)
- ・ 貧困対策のための重点配置 (1,400校)
- ・ 虐待対策のための重点配置 (1,000校)
- ・ 教育支援センターの機能強化 (250箇所)
- ・ スーパーバイザーの配置 (67人) 等

② スクールソーシャルワーカーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・ スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置 (10,000中学校区)
- ・ いじめ・不登校対策のための重点配置 (500校)
- ・ 貧困対策のための重点配置 (1,400校)
- ・ 虐待対策のための重点配置 (1,000校)
- ・ 教育支援センターの機能強化 (250箇所)
- ・ スーパーバイザーの配置 (67人) 等

③ 24時間子供SOSダイヤル

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施。

④ SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を図る。

- ・ SNS等を活用した相談体制構築事業（30地域）〔補助率：定額〕

（参考：委託事業）

- ・ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究〔後掲〕

⑤ 不登校児童生徒に対する支援推進事業【新規】〔補助率1/3〕

自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を推進（67地域）

（2）いじめ対策・不登校支援等推進事業 44百万円（167百万円）

- ① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③ 不登校児童生徒の実態把握に関する調査研究【新規】
- ④ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

＜関連施策＞

- 教職員定数の改善
（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 +670人）
- 道徳教育の抜本的改善・充実等

◆ 夜間中学の設置促進・充実 132百万円（46百万円）

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②都道府県における協議会等の設置・充実、③既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

（参考：復興特別会計）

◇ 緊急スクールカウンセラー等活用事業 2,219百万円（2,378百万円）

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

令和2年度要求・要望額 7,492百万円
(前年度予算額 6,885百万円)

文部科学省

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。
また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進する。

■ 早期発見・早期対応（外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等） 7,417百万円（6,690百万円）

① スクールカウンセラーの配置充実

- ・スクールカウンセラーの配置：全公立小中学校への配置（27,500校）
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

② スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・スクールソーシャルワーカーの配置：全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

54

◇第3期教育振興基本計画～抜粋～
(平成30年6月閣議決定)

2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。



③ 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- ・教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関・民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備
- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

④ SNS等を活用した相談体制構築事業

- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を支援（30箇所）する。

⑤ 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

■【関連施策】

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究（2箇所）

- ・子供の自殺予防のため、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」と従来の自殺予防教育を組み合わせて段階的に実施することの有効性を検証するための調査研究

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常動化に向けた調査研究（1箇所）

- ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方や、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

① 教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、+670人の定数改善を計上。

② 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③ 道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及への支援、道徳科の教科書の無償給与（小・中学校）等

④ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 44百万円（167百万円）

③ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（1→2箇所）

- ・SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究

④ 不登校児童生徒の実態把握に関する調査研究（1箇所）

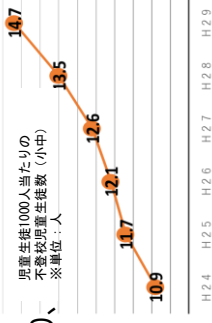
- ・不登校になった要因や学校外で受けている相談・指導の状況、支援に関するニーズ等、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援の在り方等を検討していく上で必要となる不登校児童生徒の実態を把握するための調査研究

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円
(前年度予算額 6,460百万円)



文部科学省



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市
- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学務法施行規則）

補助制度

求められる能力・資格

予算措置済み

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校
※ 不登校特例校や夜間中学への配置を含む
※ 教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）

いじめ
不登校

新規・拡充事項

- **虐待対策**のための重点配置：1,000校
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

虐待
貧困

質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：67人

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市
- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学務法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校
※ 不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：250箇所

- **虐待対策**のための重点配置：1,000校
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- **スーパーバイザー**の配置：67人（←47人）

SNS等を活用した相談事業

令和2年度要求・要望額 221百万円
(前年度予算額：210百万円)

文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

H30年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和元年度版情報通信白書 (総務省))
10代：携帯通話3.1分、固定通話0.0分、ネット通話5.1分、ソーシャルメディア利用71.6分、メール利用13.5分

<事業概要> ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援 ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

○ 事業形態：①補助事業(補助率・定額) ②委託事業

○ 実施主体：①原則、都道府県・指定都市

※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。

②民間団体等

○ 実施箇所：①30箇所 ②2団体

○ 事業内容：

- ・相談対象者：原則、児童生徒
- ・相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時まで、長期休業明け前後や日曜日など。
- ・実施内容：

- ①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。(既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。)
- ②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行うにつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

【イメージ】SNS等を活用した相談



SNS等

教育委員会、
総合教育センター
や民間団体等
で受信

SNS等
スクリーンショットも
送信可能で、SNS
上のトラブル等を
正確かつ容易に伝
えることができる

SNS等



臨床心理士や
SNS等上の子供の
気持ちがわかる
若者等が対応

(例)自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ

教育委員会等
(福祉部局と共同・連携)

緊急の場合



学校

安全を確認

警察、児童相談所等
と連携し対応



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和2年度要求・要望額 212百万円
(令和2年度新規)



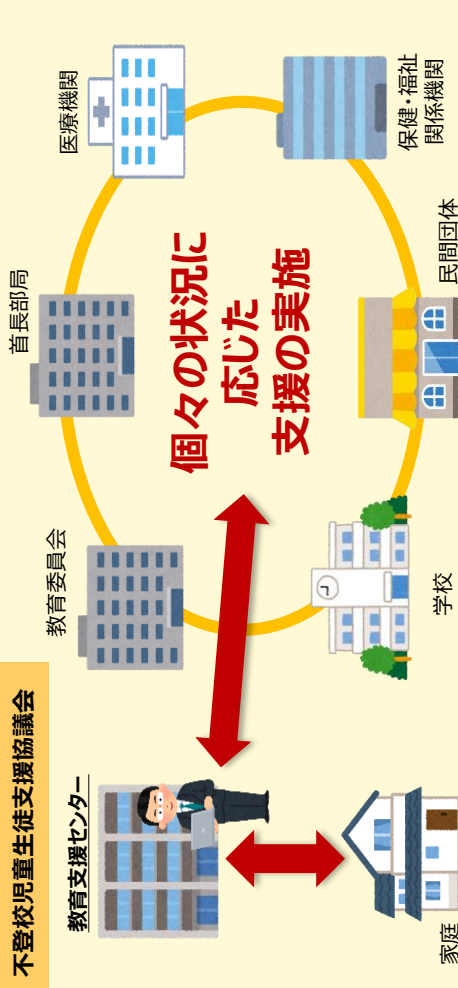
- 【背景】
- 不登校児童生徒数は5年連続増加（平成29年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約14万4千人）
 - 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する基本指針」を策定
- ⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

I 不登校児童生徒に対する支援体制の整備推進 (202百万円) (補助事業(補助率:1/3)・新規)

- **不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備**
不登校に係る相談窓口を教育支援センターに整備するとともに、**教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備**
 - ・関係者間の情報共有を図るため、**不登校児童生徒支援協議会**等を設置
 - ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター**等の配置 等

51 学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

- 自治体が行う不登校児童生徒に対する支援の推進
- ・**フリースクール等の民間団体と連携した保護者学習会や研修等の実施**
 - ・学校以外の場で相談・指導を受ける不登校児童生徒に対する**経済的支援**
 - ・遠隔教育も含め、**ICTを活用した学習支援**体制の整備 等



II 不登校児童生徒の実態把握に関する調査研究 (111百万円) (委託事業・新規)

- **不登校に関する実態調査**
不登校児童生徒数は5年連続増加しているところ、**その要因は複雑化・多様化**しており、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等を検討する上で、**その実態を詳細に把握することが不可欠**である。
(主な調査項目)
 - ・不登校になった要因
 - ・学校外で受けている相談・指導の状況 等



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

- **スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業**
令和2年度要求・要望額 7,013百万円
- 1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助)
- 3. 補助率 1/3

サポートスタッフの配置 (関連施策)

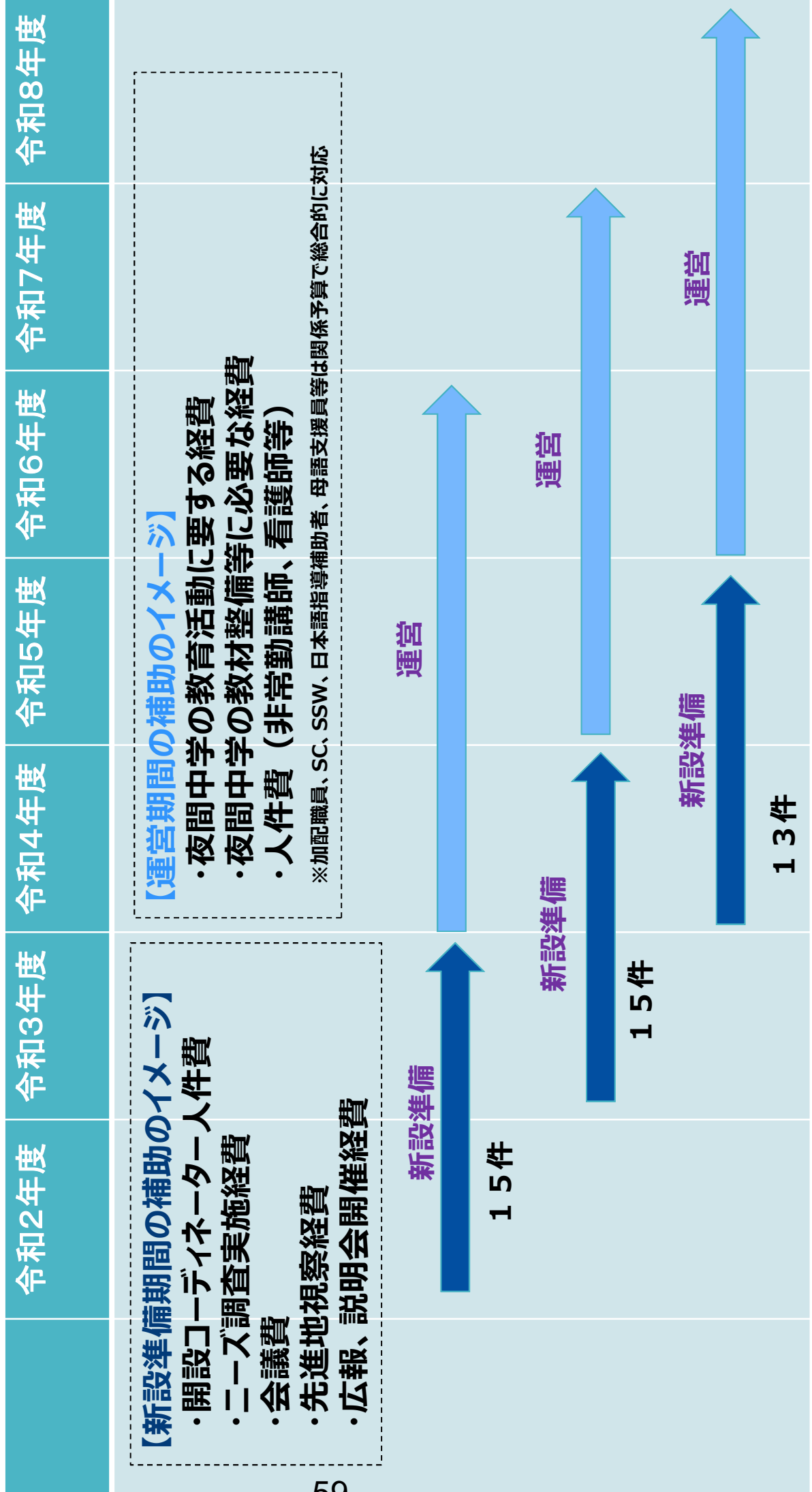
- **学力向上を目的とした学校教育活動支援**
令和2年度要求・要望額 3,649百万円の内数
- 1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (市区町村は間接補助)
- 3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校の支援 (関連施策)

- **教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校支援経費)**
令和2年度要求・要望額 2,767百万円の内数
- 1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT専門員等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1/2

夜間中学新設準備・運営補助（全地域への設置に向けたイメージ）

○ 準備2年、開設後3年の計5か年の補助事業を、期間を区切って行うことで、夜間中学未設置の43地域の設置を促す。

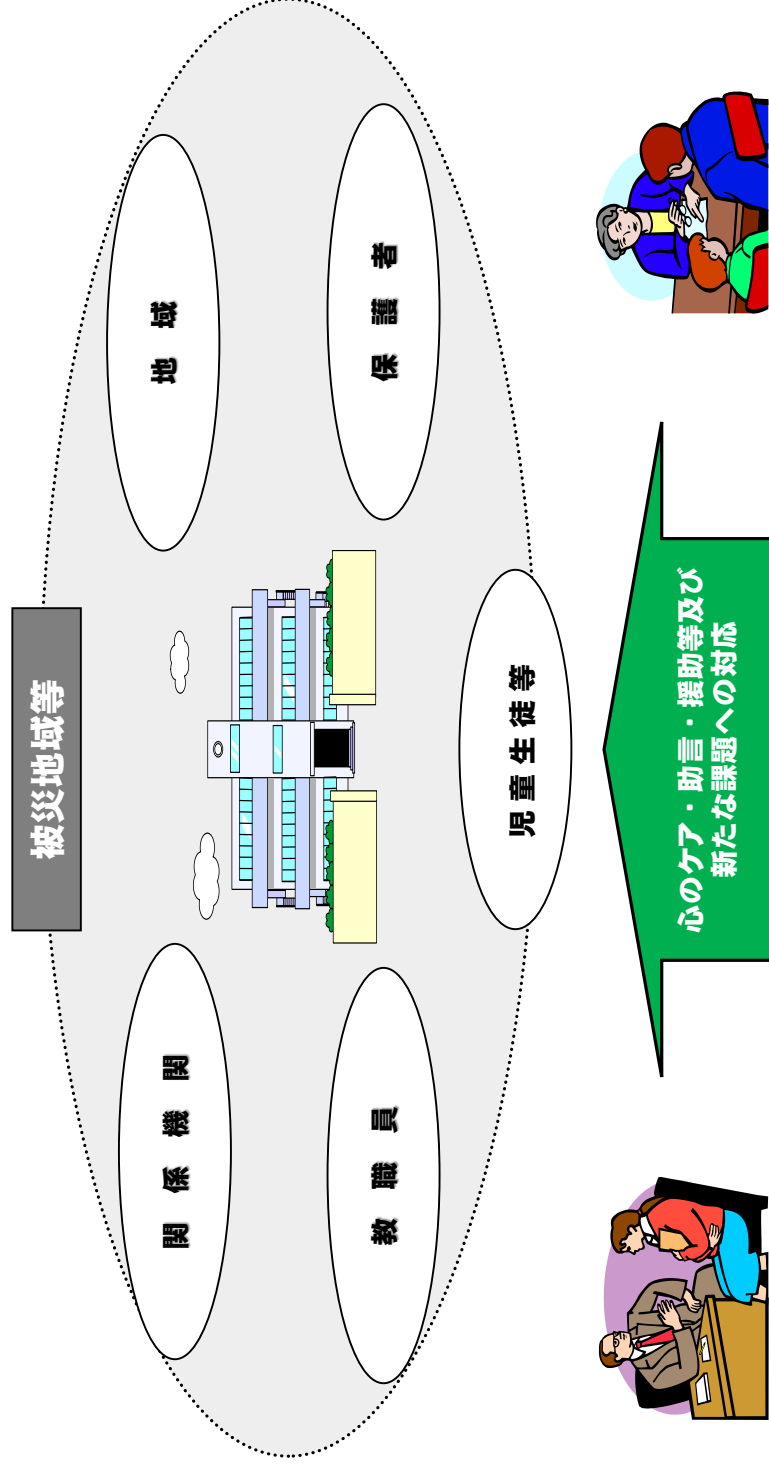


緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要額 2,219百万円
 (前年度予算額: 2,378百万円)
 文部科学省
 【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10/10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



・スクールカウンセラーの活用
 臨床心理士、精神科医 等

・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
 相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等

・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援